

第5期 酒田市障がい者福祉計画

（令和3年度～令和8年度）

第7期 酒田市障がい福祉計画

（令和6年度～令和8年度）

第3期 酒田市障がい児福祉計画

（令和6年度～令和8年度）

酒 田 市

目 次

第1章	障がい者福祉計画の概要	
1	計画の趣旨・基本理念	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間及び見直しの時期	3
4	計画の推進体制	3
5	基本目標	3
6	計画の体系	4
7	本市諸計画との関連	5
第2章	障がい者を取り巻く状況	
1	障がい者の状況	8
2	障がい者を取り巻く状況の変化	14
第3章	障がい者福祉施策の基本目標及び重点目標	
1	支え合う地域生活の推進	
(1)	障がい及び障がい者への理解の促進	15
(2)	心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進	16
(3)	相談支援の充実、情報の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上	18
(4)	保健・医療・福祉の連携、充実	19
(5)	障がい福祉サービスの拡充	21
2	自立や社会参加の推進	
(1)	教育、療育の充実	23
(2)	雇用、就労の促進	25
(3)	スポーツ、レクリエーション及び文化、芸術活動の振興	27
3	安全で安心して生活できるまちづくり	
(1)	バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	28
(2)	ボランティア活動の促進	30
(3)	防災体制の推進、消費者トラブルの防止	31
第4章	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（障がい福祉サービス推進プラン）	
1	市町村審査会における障がい区分認定の状況	33
2	第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の進捗状況	34
3	令和8年度の数値目標の設定	37
4	各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込量の確保のための方策	40
5	地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	50
資 料		55

第 1 章 障がい者福祉計画の概要

1 計画の趣旨・基本理念

本市では、平成 28 年 3 月に「第 4 期酒田市障がい者福祉計画（平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 箇年計画）」及び「第 4 期酒田市障がい福祉計画（平成 27 年度から 29 年度までの 3 箇年計画）」を策定、平成 30 年 3 月に「第 5 期酒田市障がい福祉計画・第 1 期酒田市障がい児福祉計画（平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 箇年計画）」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国においては、平成 28 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行（平成 25 年 4 月制定）されたほか、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部改正など様々な法制度の整備が行われました。

本市においては、令和 2 年に「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人に対する理解の浸透を図り、障がいのある人もない人もお互いに基本的人権、尊厳を認め合い、共に生きることできるまちを目指しています。

本市の障がい者手帳を所持している方は令和 2 年 3 月現在 6, 470 人で、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）は減少していますが、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者）は増加しており、様々な障がいへの対応の強化が求められています。

今後も、制度改正が段階的に続くとは言え、障がいのある方一人ひとりの状況に合わせた支援を行うことが大切であり、かつ、一生涯にわたって切れ目のない支援を行うことが引き続き求められています。

このような状況を踏まえ、令和 2 年度までの計画の趣旨を引き継ぎ、「酒田市総合計画」にある「誰もがいきいきと暮らしやすいまち」の実現に向け、障がい者福祉の分野として「障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現」を基本理念に、「第 5 期酒田市障がい者福祉計画」を策定するものです。

なお、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標を掲げ、その実現に向け各種事業を推進していく必要があることから、「第 5 期酒田市障がい者福祉計画」と「第 6 期酒田市障がい福祉計画・第 2 期酒田市障がい児福祉計画」は一体的に策定することとします。

基本理念

障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して
自分らしく生活できる地域社会の実現

2 計画の位置づけ

酒田市障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により、国の障害者基本計画及び県の障がい者計画を基本にして、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。

酒田市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定により、国の基本指針に基づいて、各年度における障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画になります。

酒田市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定により、国の基本指針に基づいて、各年度における障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画になります。

また、各計画は、本市が策定している酒田市総合計画などの計画と整合性を図った計画とします。

計画の名称	根拠法令	計画の性格
酒田市障がい者福祉計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
酒田市障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障がい福祉サービス等の量と供給体制を確保するための計画
酒田市障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における通所支援等の量と供給体制を確保するための計画

3 計画の期間及び見直しの時期

第5期酒田市障がい者福祉計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。第6期酒田市障がい福祉計画及び第2期酒田市障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を目標年度とします。なお、次期、第7期酒田市障がい福祉計画及び第3期酒田市障がい児福祉計画は、令和5年度中に令和6年度から令和8年度までを計画期間として作成することとします。

また、各計画は、障がい者にかかわる制度の見直しなど社会状況の変化が早いことから、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進体制

酒田市障がい者福祉計画及び酒田市障がい福祉計画・酒田市障がい児福祉計画を着実に推進するために、庁内の関係部課において十分な連携を図り関連事業の実施にあたるものとします。

酒田市障がい者福祉計画の進捗状況については、毎年、各課が関係事業の実施状況をチェックし、福祉課において全体のとりまとめを行うものとします。

酒田市障がい福祉計画・酒田市障がい児福祉計画に掲げる数値目標については、毎年その数値に対する実績値を把握するとともに、障がい者のニーズや事業者の現状と課題等についても把握に努めます。

また、着実に実行していくためには、自治会、コミュニティ振興会、ボランティア団体等の地域住民との相互理解と信頼に基づき協働・連携して進めていくことが重要です。

各計画については、これらを踏まえ、次年度以降の事業実施に活かしていくため、酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会に報告を行い協議していくものとします。

5 基本目標

「障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現」の基本理念のもと、次の3つの考え方を基本とし、障がい者施策を推進していきます。

- (1) 支え合う地域生活の推進
- (2) 自立や社会参加の推進
- (3) 安全で安心して生活できるまちづくり

6 計画の体系

《基本理念》

障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現

《基本目標》

《重点目標》

1 支え合う地域生活の推進

(1) 障がい及び障がい者への理解の促進

(2) 心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進

(3) 相談支援の充実、情報の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

(4) 保健・医療・福祉の連携、充実

(5) 障がい福祉サービスの拡充

2 自立や社会参加の推進

(1) 教育、療育の充実

(2) 雇用、就労の促進

(3) スポーツ、レクリエーション及び文化、芸術活動の振興

3 安全で安心して生活できるまちづくり

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

(2) ボランティア活動の促進

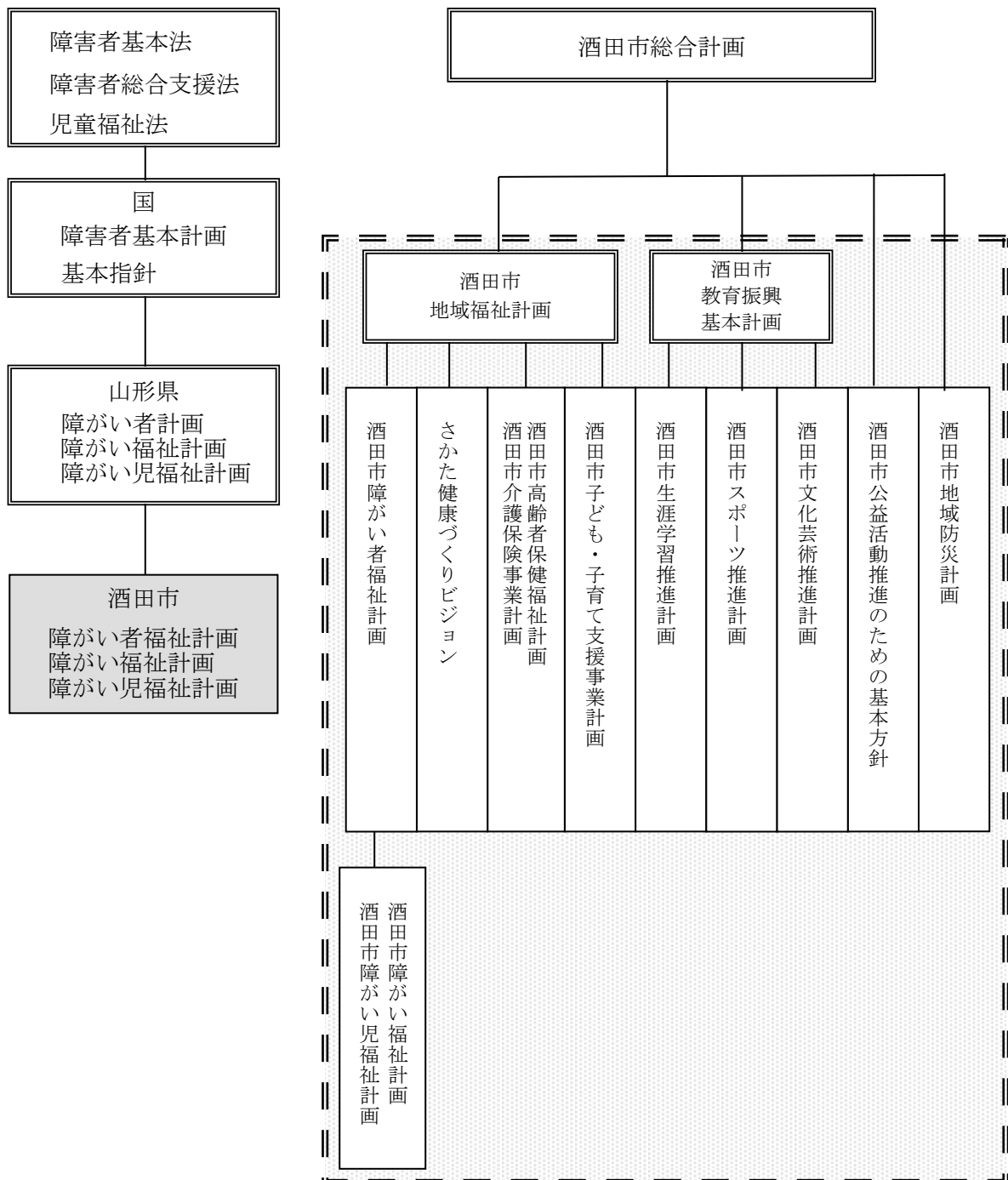
(3) 防災体制の推進、消費者トラブルの防止

7 本市諸計画との関連

酒田市障がい者福祉計画は、国の「障害者基本計画」、県の「山形県障がい者計画」を基本として策定したものです。

酒田市障がい福祉計画は、国の「基本指針」、県の「山形県障がい福祉計画」の趣旨と方向性を踏まえた上で策定したものです。同じく酒田市障がい児福祉計画は、国の「基本指針」、県の「山形県障がい児福祉計画」の趣旨と方向性を踏まえた上で策定したものです。

酒田市が策定している関連計画と相互に連携・強化し、効果的な推進を図ります。



(関連計画の概要)

第3期酒田市地域福祉計画

地域に住むすべての人が、身体状況や環境等が変化してもいつまでも安心して、安全に暮らすことができるよう、地域に関わる様々な担い手が力を合わせ、支え合う社会の実現を目指します（平成28年度から令和2年度までの5箇年計画）。※第4期計画は策定中

さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】

みんながいつまでも元気に健康で暮らすことができるまち「～健やかさかた、のばそう健康寿命！～」実現を目指します。健康増進法に謳われる「健康寿命の延伸」「壮年期死亡の減少」及び「生活の質の向上」を図るため、市民一人ひとりが主体的に実践できる健康づくりと、社会全体としての健康づくりを支援します（平成29年度から令和4年度までの5箇年計画）。

第8期酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた医療・介護の連携や、制度の持続可能性を確保する「地域包括ケアシステム」のもと、高齢者を地域全体で支える体制づくりや高齢者を取り巻く生活環境づくりなど、高齢者の施策を総合的に推進するものです（令和3年度から令和5年度までの3箇年計画）。

酒田市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

酒田市の幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、すべての子どもの育ちを保障し、子育て中の保護者を支援していくための計画です（令和2年度から令和6年度までの5箇年計画）。

第2期酒田市教育振興基本計画

「学び合い ともに生きる 公益のまち酒田の人づくり」を教育目標とする、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です（令和2年度から令和11年度までの10箇年計画）。

酒田市生涯学習推進計画

市民が生涯学習により自己研鑽と交流を深め、総合計画に謳うまちづくり・地域づくりにつなげるという視点から、市民と行政が一体となって生涯学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです（令和2年度から令和11年度までの10箇年計画）。

酒田市スポーツ推進計画

酒田市のスポーツ推進の指針として策定されたものです。「スポーツを楽しみ、健康で魅力あるまち酒田」を目標に掲げ、多くの市民が「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形でスポーツに参加し、幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指していきます（令和元年度から令和11年度までの11箇年計画）。

酒田市文化芸術推進計画

公益の精神を持ち社会の絆を強めながら、文化芸術によるまちづくりを推進するとともに、未来への投資の視点を反映した新しい価値の創出を目指していきます（平成30年度から令和9年度までの10箇年計画）。

酒田市公益活動推進のための基本方針

市総合計画と市公益のまちづくり条例を踏まえ、公益活動の意義や協働の効果、協働の基本的な考え方を示し、基本的な施策を掲げ、総合的に公益活動を推進することを目的として定めています（平成30年4月改定）。

酒田市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定により、策定が義務付けられた計画です。市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市、防災関係機関、市民及び事業者が果たすべき責務と役割、そして、災害の予防、応急対策及び復旧などに関する事項を定めています（令和2年2月改正）。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者の状況

(1) 身体障がい（児）者の状況

○令和元年度末（令和2年3月末）現在の身体障がい者（手帳所持者数）は、5,021人で住民基本台帳人口計100,745人の5.0%となっています。そのうち、65歳以上が3,660人で全体の72.9%を占めています。障がいの程度では、重度障がい者（1級2級手帳所持者）が2,284人で全体の45%であり半数近くを占めています。

① 身体障害者手帳 交付の推移（人）

（各年度末）

年度 \ 障がい	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	計
平成27年度	317 (4)	584 (13)	77 (0)	2,790 (46)	1,628 (13)	5,396 (76)
平成28年度	313 (3)	580 (12)	72 (1)	2,692 (40)	1,648 (12)	5,305 (68)
平成29年度	295 (3)	556 (12)	72 (0)	2,649 (41)	1,687 (13)	5,259 (69)
平成30年度	284 (3)	543 (10)	76 (0)	2,547 (38)	1,683 (13)	5,133 (64)
令和元年度	284 (3)	540 (9)	66 (0)	2,445 (36)	1,686 (13)	5,021 (61)

※（ ）内は、うち18歳未満の障がい児数

② 身体障害者手帳 等級・障がい別状況（人）

（令和2年3月31日現在）

障がい \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	111 (2)	79 (1)	24 (0)	20 (0)	28 (0)	22 (0)	284 (3)
聴覚・平衡	18 (0)	122 (2)	60 (3)	153 (0)	5 (0)	182 (4)	540 (9)
音声・言語	4 (0)	2 (0)	35 (0)	25 (0)			66 (0)
肢体	386 (22)	506 (4)	345 (2)	658 (1)	414 (6)	136 (1)	2,445 (36)
内部	1,042 (9)	14 (0)	185 (2)	445 (2)			1,686 (13)
計	1,561 (33)	723 (7)	649 (7)	1,301 (3)	447 (6)	340 (5)	5,021 (61)

※（ ）内は、うち18歳未満の障がい児数

③ 身体障害者手帳 等級・障がい別新規交付者の状況（人）（令和２年３月３１日現在）

障がい 等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視 覚	6 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	17 (0)
聴覚・平衡	0 (0)	1 (0)	2 (0)	12 (0)	0 (0)	12 (0)	26 (0)
音声・言語	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)			2 (0)
肢 体	15 (1)	16 (0)	6 (0)	12 (0)	10 (0)	4 (0)	63 (1)
内 部	82 (0)	0 (0)	13 (0)	42 (0)			137 (0)
計	103 (1)	21 (0)	24 (0)	69 (0)	12 (0)	16 (0)	245 (1)

※（ ）内は、うち１８歳未満の障がい児数

④ 身体障害者手帳 年齢階層別状況の推移（人）（令和２年３月３１日現在）

区 分	平成２７年度末		令和元年度末	
	人 数	割 合	人 数	割 合
１８歳未満	76	1.4%	61	1.2%
１８～６４歳	1,276	23.6%	1,300	25.9%
６５歳以上	4,044	74.9%	3,660	72.9%
総 数	5,396	100.0%	5,021	100.0%

（２）知的障がい（児）者の状況

○令和元年度末（令和２年３月末）現在の療育手帳所持者数は８３９人（うち１８歳未満が１３８人、１８歳以上が７０１人）で住民基本台帳人口計の０．８％となっています。平成２７年度末との比較では、全体で７７人（１１％）増加となっています。療育手帳所持者のうち、Ａ（重度）の方は３１１人で、全体の３７％となっています。

① 療育手帳 交付の推移（人）（各年度末）

年度 種別	A（重度）	B（中・軽度）	計
平成２７年度	297 (44)	465 (75)	762 (119)
平成２８年度	302 (44)	459 (74)	761 (118)
平成２９年度	297 (39)	487 (82)	784 (121)
平成３０年度	309 (41)	513 (95)	822 (136)
令和元年度	311 (44)	528 (94)	839 (138)

※（ ）内は、うち１８歳未満の障がい児数

② 療育手帳 新規交付者の状況（人）

（令和２年３月３１日現在）

障がいの程度		計
A（重度）	B（中・軽度）	
5 (4)	26 (18)	31 (22)

※（ ）内は、うち１８歳未満の障がい児数

③ 療育手帳 年齢階層別状況の推移（人）

（令和２年３月３１日現在）

区 分	平成２７年度末		令和元年度末	
	人 数	割 合	人 数	割 合
１８歳未満	119	15.6%	138	16.4%
１８～６４歳	541	71.0%	593	70.7%
６５歳以上	102	13.4%	108	12.9%
総 数	762	100.0%	839	100.0%

（３）精神障がい（児）者の状況

○令和元年度末（令和２年３月末）現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は６１０人で住民基本台帳人口計の０．６％となっています。平成２７年度末との比較では、全体で６４人（１２％）増加となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、２級（中度）の方は３０３人で、全体の５０％と高くなっています。

① 精神障害者保健福祉手帳 交付の推移（人）

（各年度末）

年度 \ 種別	１ 級	２ 級	３ 級	計
平成２７年度	164 (0)	241 (0)	141 (1)	546 (1)
平成２８年度	157 (0)	250 (0)	136 (0)	543 (0)
平成２９年度	154 (0)	260 (0)	150 (1)	564 (1)
平成３０年度	146 (1)	279 (0)	161 (3)	586 (4)
令和元年度	153 (0)	303 (0)	154 (0)	610 (0)

※（ ）内は、うち１８歳未満の障がい児数

（資料：山形県精神保健福祉センター）

② 精神障害者保健福祉手帳 年齢階層別状況の推移（人）（令和２年３月３１日現在）

区 分	平成２７年度末		令和元年度末	
	人 数	割 合	人 数	割 合
１８歳未満	１	０.２％	０	０％
１８～６４歳	４２２	７７.３％	４５３	７４.３％
６５歳以上	１２３	２２.５％	１５７	２５.７％
総 数	５４６	１００.０％	６１０	１００.０％

③ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（人）（各年度末）

○自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加しており、令和元年度末は１，０１５人で、平成２７年度末と比較すると２１２人（２６％）増加しています。

平成２７年度	８０３（１５）
平成２８年度	８７０（１５）
平成２９年度	９０１（１６）
平成３０年度	９６７（１０）
令和元年度	１，０１５（８）

※（ ）内は、うち１８歳未満の障がい児数（資料：山形県精神保健福祉センター）

④ 自立支援医療（精神通院医療）疾病別状況（人）（令和２年３月３１日現在）

	人 数	割 合
統合失調症、統合失調症型感情障がい等	４３９	４３.３％
気分（感情）障がい	３２０	３１.５％
てんかん	８８	８.７％
知的障がい、精神遅滞	２７	２.７％
神経性障がい、ストレス関連障がい等	３８	３.７％
症状性を含む器質性精神障がい（認知症含む）	２２	２.２％
心理的発達の障がい	２７	２.７％
中毒性精神障がい	１８	１.７％
その他	３６	３.５％
計	１，０１５	１００％

(4) 義務教育前の発達障がい児の状況

発達支援事業（育ちのサポート事業）実施状況の推移

年 度	訪問回数	訪問園数	相談者実数	相談者延数
平成 2 7 年度	123 回	41 園	420 人	652 人
平成 2 8 年度	124 回	40 園	453 人	675 人
平成 2 9 年度	135 回	40 園	551 人	756 人
平成 3 0 年度	139 回	40 園	591 人	783 人
令和元年度	104 回	39 園	520 人	624 人

(5) 重症心身障がい児（者）の状況

重症心身障がい児（者）の入院療養の状況（人）

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

施 設 名	人 数
重症心身障がい児施設・国立病院機構山形病院	7
重症心身障がい児施設・国立病院機構あきた病院	6
重症心身障がい児施設・国立病院機構米沢病院	2
重症心身障がい児施設・国立病院機構西多賀病院	2
計	17

(6) 難病患者の状況

○令和元年度末（令和 2 年 3 月末）現在の医療費助成対象疾病数は 3 3 3 疾病で、助成対象者は 6 7 7 人です。平成 2 9 年度に医療費助成対象者が減少しているのは、特定疾患治療研究事業が終了したことによるものです。

特定医療費（指定難病）助成対象者数の推移（人）（各年度 3 月 31 日現在）

平成 2 7 年度	778
平成 2 8 年度	802
平成 2 9 年度	664
平成 3 0 年度	675
令和元年度	677

（資料：庄内保健所）

（７）発達障がい（児）者の状況

○発達障害支援法により山形県が設置している「発達障がい支援センター」における相談件数は年々増加しており、令和元年度は１，３５６件（うち発達にかかる相談１，３０１件、就労にかかる相談５５件）となっています。

（８）医療的ケア児の状況

○令和２年１０月現在、本市で把握している酒田市内の医療的ケア児は１４人となっています。医療的ケアとは医療職ではない者が行う医療行為であり、主に在宅医療と教育現場で使用される気管切開、人口呼吸器、吸引（気管内・口腔内・鼻腔内）、酸素投与、経管栄養（胃ろう・経鼻胃管など）、モニター（心拍・SpO₂）、導尿、中心静脈栄養、鼻咽頭エアウェイが該当します。

（９）障がい者支援施設利用者の高齢化

○令和元年度末（令和２年３月末）現在の障がい者支援施設利用者は、１４１人中、６５歳以上の利用者４８人と全体の３４％になっており、全国と山形県に比べ本市の利用者の高齢化率が高くなっています。

障がい者支援施設利用者の高齢者の状況（人）

（令和２年３月３１日現在）

	酒田市	山形県	全 国
利用者総数	141	1,798	142,331
うち６５歳以上	48 (34.0%)	466 (25.9%)	29,345 (20.6%)

※ 山形県、全国は平成 29 年 10 月現在

（資料：県障がい福祉課）

2 障がい者を取り巻く状況の変化

(1) 国の障がい者制度改革等

最近の障がい者制度に関わる法制度の動き

公布年月	施行年月	法制度の動き	主な内容
平成 28 年 4 月	平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法の制定	本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度その利用の促進について、基本理念、国に責務、基本方針等を定めた。
平成 28 年 6 月	平成 30 年 4 月 (一部平成 28 年 6 月)	障害者総合支援法の改正	重度訪問介護の訪問先の拡大 就労定着支援・自立生活援助の創設 サービス提供者の情報公開制度の創設
		児童福祉法の改正	居宅訪問型児童発達支援の創設 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 障害児福祉計画に関する規定の創設 医療的ケアを要する障がい児に対する支援の明文化
	平成 28 年 6 月	発達支援障害者支援法の改正	障害者基本法の基本的な理念にのっとることを規定 相談体制の整備の規定を創設
平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月	障害者基本計画（第 4 次）の策定	計画期間：平成 30 年度から 5 年間 政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画 共生社会の実現に向けて障がい者の自己実現を支援
平成 30 年 6 月	平成 30 年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定	障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定を規定 文化芸術の鑑賞の機会の拡大 文化芸術の創造の機会の拡大
平成 30 年 5 月	平成 30 年 11 月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称「バリアフリー法」）の改正	高齢者、障がい者など全ての人が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標とする 共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明記した
令和 2 年 6 月	令和 3 年 4 月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	障がいを含む包括的な支援体制の構築

(2) 山形県の動き

山形県の障がい福祉に係る条例等の整備状況

時期	酒田市の動き	主な内容
平成 28 年 3 月	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の制定	県の責務、県民・事業者の役割を規定 障がい者を理由とする差別に関する相談体制
平成 29 年 3 月	山形県手話言語条例の制定	県の責務、県民・ろう者・手話通訳者・事業者の役割を規定 手話に係る環境整備について規定

（３）酒田市の動き

酒田市の障がい福祉に係る条例等の整備状況

時期	酒田市の動き	主な内容
令和元年５月	酒田市障がい者差別解消支援地域協議会の設置	障がいを理由とする差別の解消の推進 相談事例の共有及び意見交換
令和２年３月	酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定	障がいを理由とする差別の禁止 合理的配慮の提供、周知・啓発 市の責務、市民・事業者の役割を規定

※前計画策定以降の制度改正について掲載

第３章 障がい者福祉施策の基本目標及び重点目標

《基本目標》

１ 支え合う地域生活の推進

《重点目標》

- （１）障がい及び障がい者への理解の促進
- （２）心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進
- （３）相談支援の充実、情報の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上
- （４）保健・医療・福祉の連携、充実
- （５）障がい福祉サービスの拡充

（１）障がい及び障がい者への理解の促進

【現状と課題】

障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がい及び障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動は重要であり、また、地域生活への移行を進めるためには、地域住民と障がい者との交流を通して障がい及び障がい者への理解を広げる活動を積極的に推進していく必要があります。

本市では、障がい者への偏見をなくし、市民の関心と理解を深めるために、市広報やホームページ、ラジオを活用し、「障害者週間（毎年１２月３日から９日までの１週間）（※）」や「障害者雇用支援月間（毎年９月）」などにあわせて、意識啓発、各種障がい者福祉制度についての周知活動に取り組んでいます。

学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が図られています。教科、道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボランティア活動等が行われています。

さらに、出前講座による各学校の授業や各種団体の研修会などの機会をとらえ、福祉のまちづくりや障がい者施策についての周知活動を行っています。

なお、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から、平成20年度から市が作成する文書は、法令名、組織名などの固有名詞を除き、「障害」を「障がい」と表記するようにしています。

【主要な施策】

○障がい及び障がい者への理解の促進

「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づき、障がい者が地域で共に暮らせる社会の実現に向け、学校・職場、外出先やスポーツ・文化活動などの様々な場面で、障がい及び障がい者に対する市民の理解を促進するために、市広報、ホームページ、出前講座、市民向けの研修会の実施など、あらゆる機会をとらえ、広報活動を積極的に実施します。

障がいのある人などが、援助や配慮の必要な時に、周囲の方に支援を必要としていることを知らせ、援助や配慮を得やすくなることを目的とした「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の普及を図ります。

○「障害者週間」の周知

「障害者週間」では、市広報等により障がい及び障がい者についての市民の関心と理解を深めるとともに、各種障がい者福祉制度についての周知も引き続き実施します。

○障がい者福祉に関する教育の推進

学校における障がい者福祉教育については、特別支援学級と通常学級との交流などによって相互理解を図るとともに、触れ合いや体験を通じた福祉教育を充実させることにより、障がい者理解や共に生きる社会を考える意識の醸成を図っていきます。

（2）心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進

【現状と課題】

平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された成果文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年を年限とする17の国際目標（SDGs）が定められました。

SDGsの目標10では「人や国の不平等をなくそう」という目標を掲げており、SDGs達成に繋がる障がいによる不平等をなくす取組みを推進する必要性がありま

す。

本市においては、平成２８年４月に「酒田市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定、また、令和２年４月に「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。

「障がいを理由とした差別の禁止」や「社会的障壁（※）の除去の実施について
の必要かつ合理的な配慮」について、広く啓発していくことが必要です。

障がい者が地域で自立した生活を送るうえでは、様々な場面で自己選択や自己決定などの意思決定が必要となります。障がいのため物事を判断する能力が十分でない場合には、財産管理や契約、様々な権利行使において、大きな不利益を被る可能性があります。

このため、社会福祉協議会では、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方のために、金銭管理などのサービスを行う「福祉サービス利用援助事業」や「法人後見事業」による支援を行っています。

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度（※）を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用の支払いが困難であると認められる場合には、地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」による助成を受けることができます。その利用者は増加傾向にありますが、益々増えていくものと見込まれます。

本市でも、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、権利擁護支援の地域ネットワークとその中核となる機関の整備を行う必要があります。

平成２４年１０月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、本市では障がい者虐待の対応窓口となる「障がい者虐待防止センター」を設置しています。障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行っており、引き続き、虐待防止の周知、関係機関職員の資質向上、効果的な連携協力体制の充実を図っていく必要があります。

【主要な施策】

○心のバリアフリーの推進

SDGs（持続可能な開発目標）や「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づき、「障がいを理由とした差別の禁止」や「障がいの特性に応じた配慮」など、心のバリアフリーを推進していきます。

酒田市障がい者差別解消支援地域協議会等の関係機関と連携し、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うよう努めます。

酒田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領により、職員研修を実施するとともに、職員が事務又は事業を行うにあたり、障がいを理由とする差別を行わないよう適切に対応していきます。

○権利擁護の推進

日常生活や障がい福祉サービス利用にあたり、相談支援事業所、行政等の関係機関が連携し、障がい者自らが適切なサービスを選択・決定し、利用できるよう支援を行います。また、高齢化の進展により、判断能力が不十分な方が増えることが見込まれる中で、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の周知や相談窓口の一本化、さらに専門性を有した人材の育成など利用しやすい環境を整備、充実に努めます。

市広報等を通じ、障がい者虐待防止や通報義務に関する周知、啓発を図るとともに、市高齢者及び障がい者虐待防止協議会等の関係機関と連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な支援に努めます。

(3) 相談支援の充実、情報の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

【現状と課題】

本市では、市相談支援事業を指定相談支援事業所「あおぞら」に委託し、連携して障がいの種別にかかわらず日常生活やサービスなどの相談対応にあたってきました。

障がい福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画（障がい児通所支援を利用する場合は、障がい児支援利用計画）の作成及びモニタリング（計画作成後、申請者の居宅等を定期的に訪問）をする指定相談支援事業所と連携した相談支援を行っています。

また、地域に障がい者相談員を配置し、障がい当事者による各種相談業務も行っています。

相談支援をさらに充実していくためには、市障がい者地域自立支援協議会等を活用して、関係機関が一層連携していく必要があります。

なお、市広報やホームページによる情報提供のほか、各種障がい者福祉制度を紹介した冊子「ほほえみの街」や、特に視覚障がい者へは、音声・点字による広報、議会報を発行し、各種制度の理解と周知を図っています。

また、本市の議場ではスピーカーからの音が聞こえづらい方のために、傍聴席に磁気誘導システムを整備し、対応型の補聴器や貸出用受信機を使用することで聞き取りやすい環境づくりを図っています。

今後は、情報提供の充実とともに、情報の利用しやすさ（アクセシビリティ）に配慮していくことが大切です。

【主要な施策】

○相談支援の充実

市相談支援事業実施委託先である指定相談支援事業所「あおぞら」と連携し、総合的な相談支援の充実を図り、障がい者ケアマネジメントに対応していきます。

指定相談支援事業所が複数開設されていることや、市直営の相談支援事業所はまなしが設置されていることから、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センター（※）の設置について検討し、相談支援体制の構築を図ります。また、地域づくり事業を一体的に実施する重層的支援体制（※）の整備について、健康福祉部内に検討会を設置し検討を行います。

県自立支援協議会、庄内圏域相談支援連絡会、市自立支援協議会その他の関係機関が一層連携し、相談支援体制の充実強化を目指します。

特に、障がい者の地域生活を支える身近な相談窓口となる、相談支援事業所の相談従事者の相談対応能力等の向上を図るため、自立支援協議会の専門部会である相談支援部会で、専門的知識の取得やグループワークを行うなど、相談員の資質向上に努め、相談支援をさらに充実していきます。

○情報の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

各種制度を紹介した「ほほえみの街」や、誰もが容易に情報を入手できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。

視覚障がい者への情報提供としての、音声・点字による広報、議会報の発行は継続するとともに、必要に応じて音声コードによる情報提供をするなど、障がいの状態に応じて必要な情報を得ることができるように、きめ細かい支援を行っていきます。

また、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保のために、手話奉仕員の養成・派遣及び要約筆記奉仕員の派遣を継続するとともに、手話教室を開講し、手話奉仕員の育成と聴覚障がいに関する理解と知識の普及に努めていきます。

（４）保健・医療・福祉の連携、充実

【現状と課題】

発病後に障がいを伴う可能性が高い疾患として、がん、心臓病、脳梗塞などがあげられます。健康な生活を送るためには、生活習慣を改善し疾病予防に努めると同時に、早期発見・早期治療、療養が重要となります。また、可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、保健・医療・福祉が連携し、包括的な支援を実施することが重要です。

本市においては平成２９年度に「さかた健康づくりビジョン【健康さかた２１（第３期）】」を策定し、種々の目標数値を掲げながら疾病予防などの健康増進施策を展開しています。また、障がいの早期発見のため乳幼児健診の実施や障がい

の疑いがある場合はフォロー教室の参加を促しています。精神疾患に関する正しい知識の普及や社会環境や人間関係の複雑化などにより、精神科等を受診する患者は増加しており、保健所や医療機関等と連携し啓発活動や予防活動に努めています。

重症心身障がい児（者）（※）について、庄内地域において入院療養に対応可能な医療機関がないことから、山形市、米沢市や県外の病院で療養治療を行っており、本人及び家族の負担が大きくなっています。

高次脳機能障がい（※）は、脳卒中や頭部外傷などの脳の損傷により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいにより日常生活や社会生活への適応に困難を伴う障がいです。これらの症状は、一見しただけではわかりにくいいため、本人や家族、医療関係者等の間でもなかなか理解されにくいことがあります。

難病患者については、平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に追加され、障がい福祉サービスの利用対象となり、平成27年1月の難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病患者に対する医療費助成が法律に基づく公平かつ安定した制度として確立されました。難病患者は数が少なく、その多様性のために他者からの理解が得にくいほか、療養が長期に及ぶこともあります。

医療技術の進歩等を背景に、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的な障がい児（医療的ケア児）が全国的に増加しています。病院を退院し、在宅で生活する医療的ケア児は、主として家族のケアによって支えられており、家族の孤立や疲弊も指摘されています。

【主要な施策】

○健康増進活動の推進

疾病予防に向け、健診受診率を高めるための周知活動をはじめ、「さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】」にある各種健康増進施策を着実に進めることで、病気や障がいがあっても、その人らしく暮らしていけるよう保健活動を推進します。

○保健・医療連携体制の充実

保健・医療連携により、幼児健康診査等での疾病や障がいの早期発見やその後の療育体制を充実します。

精神疾患の早期発見、早期治療のため、保健所や医療機関などと連携しながら、精神疾患に関する啓発活動や予防活動を推進します。

○重症心身障がい児（者）支援体制の充実

県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児（者）の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターに新たな医療棟を整備しましたが、庄内地域における

重症心身障がい児（者）の入院療養病床の確保に向け、今後も関係機関に働きかけていきます。

○高次脳機能障がい者支援の推進

高次脳機能障がいに対する理解促進を図るとともに、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力を行います。

○難病患者支援の円滑な実施

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障がい福祉サービス、日常生活用具及び補装具などを利用することが可能となったことから、難病特有の症状を踏まえて、難病患者のニーズに対応した円滑な支援を実施します。

○医療ケア児支援体制の充実

医療的ケア児が、地域において包括的な支援サービスを受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関において連携するとともに、医療的ケア児の支援に関する課題と対応策の検討を行います。

（５）障がい福祉サービスの拡充

【現状と課題】

障がい福祉サービスについては、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支援するための居宅介護をはじめ、日中の活動を支援する生活介護、就労支援などを提供しています。

障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行も視野に入れながら、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応できる環境を整備していく必要があります。

平成30年4月に改正された障害者総合支援法では、障がい者自らの望む地域生活が営むことができるよう、障がい福祉サービスに「自立生活援助」と「就労定着支援」が追加されるなど、生活と就労に対する支援の充実が図られています。

今後、地域生活に移行した障がい者への専門的な相談支援や日中活動の場の提供、緊急時の短期入所など、在宅障がい者に対する支援機能の整備が求められています。

障がい児支援においては、福祉型児童発達支援センター「はまなし学園」の他に、民間のサービス事業所が、放課後等デイサービスなどを実施しています。

また、地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の円滑な外出や障がい児が放課後に学校等から事業所までの移動を支援する「移動支援事業」、日常生活の便宜を図り、また、在宅介護者の負担を軽減する「日常生活用具給付等事業」などの各種事業を実施しています。

他にも、在宅福祉サービスとして、「補装具費の支給」、「障がい者ほっとふくし券」などの事業を行っています。

本市では少子高齢化が急速に進んでいる中、同様に障がい者の高齢化も進展しています。65歳を迎えた障がい者は、介護保険優先の原則のため、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考慮する必要があります。

支援の内容や判定基準、給付の内容が異なることに加え、関係機関が異なることも多いことから、支援の引継ぎがスムーズに行われるよう関係機関と連携して対応する必要があります。また、高齢障がい者の受け入れは全国的な課題であり、高齢障がい者のニーズに適合した施設の質的・量的充実も求められています。

【主要な施策】

○障がい福祉サービス等の充実

居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、安心した在宅での生活を支援します。生活介護や就労継続支援事業の日中活動サービス体制の充実を図り、自立した生活を支援します。

同行援護や行動援護などのサービスに必要な研修については、十分なサービスが提供できるように、庄内地区での毎年の開催や研修回数の増など、関係機関に研修体制の充実について働きかけていきます。

地域生活を支援する「自立生活援助」や一般就労への定着を支援する「就労定着支援」など新たに創設されたサービスを含め、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応できる環境が整備されるように支援を行います。

障がい児支援については、児童発達支援センター酒田市はまなし学園の地域支援（保育所等訪問支援、相談支援）などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービス、医療的ケア児の受け入れ体制、短期入所などの受け入れ体制の拡充に努めます。

○施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「グループホーム」は、施設入所者や精神障がい者の社会的入院の解消等につながる地域移行の受け皿となること、地域住民の理解促進を図りながら整備についての支援を行います。

○地域生活支援拠点等の整備

日中サービスのほか、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備を促進し、障がい者の地域生活を支援します。

○地域生活支援事業の充実

本市が、地域生活支援事業として取り組んでいる「地域活動支援センター事業」、「移動支援事業」、「日常生活用具給付等事業」を継続するとともに、その他の事

業についても、引き続き効果的・効率的に実施していきます。

○高齢化に応じた支援

市は、介護サービス計画を作成する介護支援専門員と障がい福祉サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化や、地域包括支援センターにおける高齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等に関する介護支援専門員への支援を行います。

また、高齢障がい者が介護保健施設への入所が適当な場合、支援の引継ぎがスムーズに行われるよう、関係機関と連携を図っていきます。

《基本目標》

2 自立や社会参加の推進

《重点目標》

- (1) 教育、療育の充実
- (2) 雇用、就労の促進
- (3) スポーツ、レクリエーション及び文化、芸術活動の振興

(1) 教育、療育の充実

【現状と課題】

障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達の段階において、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育（保育・療育を含めて）行うことが重要になります。また、本人への支援だけでなく、障がいのある子どもを育てる親や家族への支援も大切です。

本市においては、発達支援室にて発達に課題のある乳幼児の早期発見と早期発達支援体制を構築し、さらに、一生涯にわたる切れ目のない継続した支援を行う体制の構築を推進しています。

市内保育園等においては、育ちのサポート事業を活用して、個々の園児ごとに適切な保育を行うとともに、保育士の資質向上に努めています。

未就学児については、児童発達支援センター「はまなし学園」が庄内圏域の早期療育の拠点としての役割を担っており、児童発達支援（まつのみ教室含む）、保育所等訪問支援、相談支援及び日中一時支援を実施しています。

はまなし学園では看護師を配置しており、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが可能になり、継続的な園内での療育支援により、保護者の負担が軽減されています。

また、外出する事が著しく困難な重症心身障がい児などを対象に、居宅を訪問

して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う居宅訪問型児童発達支援を実施しています。

就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援学級（※）、浜田小学校等に通級指導教室（※）が設置されていることに加え、通常学級においても特別支援教育（※）が行われています。

教育相談は、スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育巡回相談員（※）を配置し行っていますが、何らかの課題をかかえ特別な支援を必要とする児童・生徒への対応など、相談内容が専門的かつ多岐にわたっており、関係機関と連携し、対応にあたっています。

専門的教育機関としては、酒田特別支援学校（※）のほか、鶴岡養護学校、鶴岡高等養護学校、山形盲学校などがあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業が行われ、自立と社会参加に向けた教育が行われています。

乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を一生涯にわたって切れ目なく継続させるため、専門性のある相談支援と発達支援ネットワークの拡充を推進することが大切です。

【主要な施策】

○就学前からの支援の充実

保育園・認定こども園訪問支援（育ちのサポート事業）を継続し、早期の気づき、適切な発達支援を行います。また、園関係職員の資質向上に努め、子どもや保護者に適切に対応できる園内体制の整備を支援します。

子どもの将来の自立に向けて、保護者が子どもの障がいを受容し、最も身近な支援者として障がいや発達への関心を高めるとともに、ペアレント・トレーニングを開催し、保護者支援を充実します。

就学にあたっては、「就学相談会」など関係機関との連携を強化し、小学校への引き継ぎを充実します。

福祉型児童発達支援センター「はまなし学園」においては、地域における中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づき、今後も保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、相談支援、発達に心配のある乳幼児に対し、親子での遊びを通して集団生活適応への基礎作りを行う「まつのみ教室」などの充実・強化を図っていきます。

○特別支援教育の充実

特別支援教育の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員などによる相談体制の一層の充実を図ります。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、集団の中で適切な支援を行っていく必要があるため、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応える教室環境や教材・教具等、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり（※）に努めます。

必要に応じ、個別の指導計画（※）や個別の教育支援計画（※）を作成したり、関係機関との連携を進めたりすることで、支援を充実させていきます。

庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけていきます。

○特別支援学校との連携

高等学校教育は、自立して社会生活に移行する前の重要な時期であり、卒業後に福祉的な就労も含めた就職ができるよう、関係機関と連携し支援を行っていきます。

○生涯を通した支援の充実

乳幼児期から学齢期、就労期のそれぞれのライフステージの中で、関係機関と連携し、一生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。

特に、進級や進学に伴って、かわりのある先生方との情報の引き継ぎについては、「やまがたサポートファイル」（※）などを利用し、安心して新しい環境に適應できるように、適切な支援を行います。

（２）雇用、就労の促進

【現状と課題】

障がい者が自立した社会生活を送るうえで、経済的基盤となる雇用・就労はとても重要です。「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）により、事業主は進んで障がい者の雇入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者を雇用しなければならないこととなっています。

平成３０年４月からは、法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率に相当する常用労働者４５．５人以上規模の民間企業は、法定雇用率２．２％となり、令和３年３月１日から法定雇用率がさらに０．１％引き上げとなっています。

その達成に向けて、ハローワークや山形障害者職業センターなどでは「特定求職者雇用開発助成金」や「ジョブコーチ支援事業（※）」などの各種助成制度を実施しています。

酒田管内の障がい者雇用率は２．３１％（令和元年６月１日現在）と、全国の２．１１％、山形県の２．０９％を上回っており、達成企業の割合も６０．８０％（７６社／１２５社中）となっています。

障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、事業所等における障がい者雇用・就労への理解を深めるとともに、障がい者の職業能力を高めて、雇用の拡大を図っていく必要があります。

一方、障がいの状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労として、就労移行支援や就労継続支援などを通して、職業知識や能力の向上への支援が行われています。しかしながら、就労移行支援の実績について地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃向上に向けて「障がい者バザー」等に取り組んでいますが、平成３０年度に就労継続支援「非雇用型（Ｂ型）」事

業所を対象にした「山形県工賃向上計画」における令和２年度目標工賃月額１３，９００円に対し、本市は月額８，３３０円（平成３０年度実績）となっており、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、まだ、十分な水準とはなっていません。

障がい者の生活保障としては障害年金を中心に、重度障がい者については特別障害者手当や障害基礎年金、重度障がい児については障害児福祉手当や特別児童扶養手当などが支給されていますが、所得確保に向けさらに就労支援など関係機関の連携による支援が必要です。

【主要な施策】

○障がい者の雇用促進

庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等によるハローワーク、山形県、庄内障害者就業・生活支援センター（※）「かでる」、生活自立支援センター（社会福祉協議会）等の関係機関と連携し、障がいのある人の多様な働き方に対応できるように、支援を行っていきます。

本市においては、各任命権者ごとに策定した「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者の法定雇用率以上の実雇用率を目指すとともに、障がいのある職員が働きやすいように、必要な配慮等に努めます。

○雇用への理解促進

障がい者雇用についての事業主の理解を深め雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。

平成２８年に開催されたアビリンピック（※）山形大会のレガシーを引き継ぎ、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進を図ります。

○福祉的就労への支援

庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労に結びつくよう、実績のある就労移行支援事業所による研修など、就労支援員の資質向上に努めます。

障害者優先調達推進法に基づき、本市の毎年度の調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。

農福連携・林福連携など国・県の取り組み等の情報提供を行い、また、市役所でのバザーの定期的な開催や、庁内に開設しているカフェ「えーる」の利用・販路の拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけを行うなど、市が積極的に協力して、障がい者就労支援を図ります。

(3) スポーツ、レクリエーション及び文化、芸術活動の振興

【現状と課題】

スポーツ、レクリエーション及び文化、芸術活動は、障がい者の生きがいと生活を豊かにし、また、機能訓練や社会参加意欲にもつながる重要なものです。

障がい者スポーツについては、平成31年3月に策定したスポーツ推進計画で、障がいのある人の運動習慣の推進と社会参加を目指し、それぞれの状況に応じて気軽にスポーツを楽しむことができるよう、関係機関・団体と連携しながら、障がい者のスポーツ活動を推進していきます。

スポーツ・レクリエーション活動としては、酒田市障がい者福祉会とともに「障がい者スポーツ大会」、「障がい者軽スポーツ大会」等を開催しています。また、スペシャルオリンピックス(※)日本・山形の酒田プログラムとしてボウリング、水泳が行われています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、競技スポーツとしての障がい者スポーツに関心が高まっており、その一層の普及と競技力の向上が期待されています。

酒田市文化芸術基本条例及び文化芸術推進計画に基づき「社会包摂と育成」の方針のもと、優れた芸術を鑑賞する機会や文化活動を行う場所の提供を行うなど、障がい者の文化芸術活動の充実を図っていきます。

文化・芸術活動として、市身体障害者福祉センターにおいて、カラオケ、書道、パソコンなどの各教室が開催されており、文化祭においては作品展示や発表会が行われています。また、精神障がい者が病院作業療法等で作成した作品の作品展も開催されています。

各障がい者施設においても、機能訓練の一貫である創作活動等として作成した作品が当該施設のギャラリー等に展示されているほか、各種レクリエーションやイベントが行われ、地域との交流を深めるなど社会参加につなげています。

【主要な施策】

○スポーツ、レクリエーションの振興

「障がい者スポーツ大会」及び「障がい者軽スポーツ大会」等について、継続して実施していくとともに、スペシャルオリンピックス等の障がい者スポーツ、レクリエーション活動について支援します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がい者の参加を促すため、障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に対する理解を深め、関係機関・団体と連携しながら、障がい者スポーツの一層の振興に努めます。

○文化、芸術活動の振興

障がい者の文化・芸術活動を振興するために、ニーズの把握に努めながら、引き続き地域活動支援センターの各種教室を推進するとともに、総合文化センター等の生涯学習事業参加への支援を行います。

また、障がい者などへのきめ細かい配慮を行いながら、本市で行っているアートマルシェ「いいいろいろ展」など、すぐれた芸術を鑑賞する機会や、文化活動を行う場の提供を行うとともに、各種イベントの周知を図ります。

《基本目標》

3 安全で安心して生活できるまちづくり

《重点目標》

- (1) バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 防災体制の推進、消費者トラブルの防止

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

【現状と課題】

障がい者、高齢者をはじめとして、女性や児童、外国人等すべての人が安全で安心して生活できるまちづくりをすることが重要な課題です。そのため、建築物の段差を取り除くなどバリアフリーやユニバーサルデザインによる（すべての人にやさしい）まちづくり支援が必要です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）「山形県みんなにやさしいまちづくり条例（※）」に基づき、障がい者や高齢者などが多く利用する施設や公共交通機関のバリアフリーを総合的に進めています。

本市の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車スペースなどの整備が進められており、新しい公共施設では、建設段階からユニバーサルデザインの考え方に立って整備をしています。

道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差が大きい交差点について段差の解消を図っています。

不特定多数が利用する民間の建築物についても、バリアフリー化が進んでおり、一般の住宅への改修工事への助成制度を実施しています。

移動面においては、公共交通機関としての「るんるんバス」は、車いす対応の低床バスを導入しており、民間でも同様のバスが導入されています。

ほっとふくしサービス事業でのタクシー利用や地域生活支援事業で外出時の移動支援などを行っており、今後も福祉のまちづくりを総合的に推進していく必要があります。

また、本市は令和3年に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるニュージーランドトライアスロンチームのホストタウンとして登録されるとともに、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの共生社会の実現に向けた取り組みを実施する自治体「共生社会ホストタウン」に登録され、大会以降もその実現を目指しています。

【主要な施策】

○福祉のまちづくりの推進

「バリアフリー新法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、市民、事業者への理解と周知に努め、市民全体としての機運の醸成を図ります。

○公共施設のバリアフリー

障がい者や高齢者などが多く利用する公共施設のバリアフリーを推進します。

既存の公共の建物については、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を努めていきます。

道路については、改良に合わせ、段差が少なく広い歩道や点字ブロックの整備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行の障がいとならないよう、道路利用者のモラルを高める啓発に努めます。

大規模な公園については、施設の改修に合わせ、トイレ出入り口のスロープ化や階段等への手摺設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車スペース等の整備を推進します。

公営住宅の改築にあたっては、エレベーターや障がい者対応住宅整備などバリアフリーを推進します。

○民間建築物のバリアフリー

不特定多数が利用する民間建築物についても、バリアフリーについての理解促進を図ります。

一般住宅への助成制度について、パンフレットや市ホームページへの掲載をして周知を行い、利用促進を図ります。

○移動、交通手段のバリアフリー

「るんるんバス」車両については、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。

また、酒田市障がい者福祉会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続します。

酒田市乗合バス及び酒田市乗合タクシー運賃の 100 円減額、ほっとふくし券によるタクシー利用や移動支援などの助成を継続するとともに、効果的・効率的に事業が展開されるように実施していきます。本市では、福祉タクシー（高齢者や障がい者、歩行困難な方が対象）や介護タクシー（要介護認定を受けている方が対象）を提供しているタクシー事業者があります。

○バリアフリー情報の共有

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、観光バリアフリーを含む「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進するため、一般社団法人・ウィーログ（東京）がリリースするバリアフリーマップアプリ「WheeLog!」を活用したバリアフリーマップの制作など、バリアフリー情報の共有と更新を進め、障がい者が外出しやすい環境づくりを進めていきます。

（２）ボランティア活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を実現するためには、家族やサービス提供事業所、行政の支援だけでなく、ボランティア活動など地域社会のあり方が重要です。

本市は、「公益発祥の地」として、古くから他を思いやる心が育まれており、ボランティア・公益活動センター（社会福祉協議会に運営委託）や、ボランティア連絡協議会、東北公益文科大学などで、ボランティア活動を促進し、ボランティア人材の育成に努めています。また、地域でも、様々なボランティア活動がみられます。

福祉関係団体等からのボランティアの依頼が増える中、特に、聴覚障がい者からの手話や要約筆記の派遣要望が多くなっており、手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。

市障がい者スポーツ大会ではボランティア連絡協議会加盟団体等のボランティアによりスムーズな運営が行われています。

さらに、社会福祉協議会では、自治会長、民生・児童委員、福祉協力員の協力を得て、地域での支え合い、見守りネットワーク等を推進する「新・草の根事業」としてのボランティア活動が行われています。

【主要な施策】

○ボランティア活動の促進

地域でのボランティア活動を促進するため、市の委託により社会福祉協議会が運営するボランティア・公益活動センター「ボラポートさかた」によるコーディネーション機能の一層の充実や、ボランティア団体等との連携を強化するとともに、市民へのボランティアに関する啓発・情報提供に努めます。また、社会福祉

協議会や学区・地区社会福祉協議会における「新・草の根事業」を推進します。

障がい種別により支援にも特徴があるため、手話、要約筆記、点訳、音訳など、障がい種別に応じたボランティアの派遣やその指導者の育成を図ります。

（３）防災体制の推進、消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい者が地域で安全、安心して生活していくうえで、災害や犯罪に巻き込まれることがないような体制を整備することが重要です。

東日本大震災では、全国で多くの尊い命が失われましたが、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約２倍となる報告もされています。高齢者、障がい者等の要配慮者（防災上何らかの配慮を要する者）について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分であったと指摘されています。

また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など、日常生活を送るうえで継続した対策や備えが必要になります。

本市においては、災害時要援護者（高齢者や障がいのある方などの自力で避難することが困難な人）台帳（個別計画）の整備、福祉避難所の設置など、災害弱者となる障がい者や高齢者の防災、避難対策を進めています。

避難行動要支援者（要配慮者のうち災害時の避難に特に支援を要する人）の避難支援については、地域における自主的な防災活動が大きな役割を担うことから、その基盤となる自主防災組織の設立を促し、地域の実情にあった研修や訓練を行う必要があります。

障がい者支援施設については、老朽化した設備や防災のための改修を行う必要があります。

障がい者は高齢者とともに、振り込め詐欺などの消費者トラブルの被害に遭うおそれがあり、市民相談室や消費生活センターでの相談活動をはじめ民生・児童委員や防犯協会、警察と連携しながら、地域での防犯活動を実施しています。

【主要な施策】

○防災体制の推進

災害時における障がい者や高齢者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の整備を行い、災害時要援護者台帳（個別計画）を充実させ、災害時には行政、消防そして地域の方々と情報を共有することにより、障がい者等の避難誘導や安否確認がとれる体制づくりを推進します。

要配慮者への支援については、地域における自主防災活動が重要であるため、自治会ごとの自主防災組織の設立を促し、地域の実情に合った研修、訓練の実施を呼びかけ、防災体制の確立を図ります。

○消費者トラブルの防止

障がいのある人が消費者トラブルや身近な犯罪に巻き込まれず安心して暮らせるよう、防犯広報や出前講座等により今後も啓発に努めます。

民生・児童委員や防犯協会、警察との連携により、声かけや見守りなど各種防犯対策を推進します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (障がい福祉サービス推進プラン)

1 市町村審査会における障がい区分認定の状況

(1) 障がい福祉サービス利用者数及び障がい支援区分認定者数

(令和5年3月31日現在)

- ① 障がい福祉サービス実利用者数 1,250人
- ② サービス実利用者の内障がい支援区分認定者数 641人

(2) 障がい支援区分認定結果

各年度3月31日現在(単位:件)

	障がい支援区分認定結果						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	2	39	75	66	23	25	230
令和3年度	3	47	50	55	19	40	214
令和4年度	1	51	65	67	50	42	276
令和5年度	1	20	39	44	22	13	139

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

(3) 市町村審査会

各年度3月31日現在

	審査会 A		審査会 B		計	
	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数
令和2年度	7	120	6	110	13	230
令和3年度	7	110	6	104	13	214
令和4年度	7	156	6	123	13	279
令和5年度	4	76	3	63	7	139

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

2 第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 指定障がい福祉サービス等

サービス種別	計画値	実績	差	単位
居宅介護	1,666	1,698	32	時間／月
	155	150	△5	実人数
重度訪問介護	160	71.71	△88.29	時間／月
	6	2	△4	実人数
同行援護	56.00	95.00	39	時間／月
	21	14	△7	実人数
行動援護	12	0	△12	時間／月
	3	0	△3	実人数
重度障がい者等包括支援	240	0	△240	時間／月
	1	0	△1	実人数
生活介護	4,444	5,418	974	人日／月
	275	313	38	実人数
自立訓練（機能訓練）	22	0	△22	人日／月
	1	0	△1	実人数
自立訓練（生活訓練）	610	458	△152	人日／月
	55	41	△14	実人数
就労移行支援	182	272	90	人日／月
	14	20	6	実人数
就労継続支援「雇用型（A型）」	534	161	△373	人日／月
	23	15	△8	実人数
就労継続支援「非雇用型（B型）」	7,768	5,835	△1,933	人日／月
	478	341	△137	実人数
就労定着支援	10	10	0	実人数
療養介護	16	15	△1	人／月
短期入所	379	199	△180	人日／月
	52	31	△21	実人数
自立生活援助	2	0	△2	人／月
共同生活援助（グループホーム）	144	150	6	人／月
施設入所支援	137	142	5	人／月
計画相談支援	205	231	26	人／月

サービス種別	計画値	実績	差	単位
地域移行支援	6	0	△6	人／月
地域定着支援	6	0	△6	人／月
児童発達支援	486	525	39	人日／月
	36	43	7	実人数
放課後等デイサービス	2,156	1,806	△350	人日／月
	144	125	△19	実人数
保育所等訪問支援	17	9	△8	人日／月
	4	4	0	実人数
医療型児童発達支援	1	0	△1	人日／月
	1	0	△1	実人数
居宅訪問型児童発達支援	4	0	△4	人日／月
	1	0	△1	実人数
障がい児相談支援	22	29	7	人／月
医療的ケア児支援	1	1	0	人／月

※「計画値」は、第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

（2）地域生活支援事業

事業種別	計画値	実績	差	単位
理解促進研修・啓発事業	有	有	—	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	—	実施の有無
相談支援事業	有	有	—	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	—	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	—	実施の有無
住宅入所等支援事業	無	無	—	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	0人	実利用者数
成年後見制度後見支援事業	有	有	—	実施の有無
意思疎通支援事業	100回	108回	8回	手話通訳者等延派遣回数
	1人	0人	△1人	手話通訳者実設置者数

事業種別		計画値	実績	差	単位
日常用具給付等事業		2,595 件	2,901 件	306 件	延給付件数
	介護・訓練支援用具	7 件	4 件	△3 件	延給付件数
	自立生活支援用具	9 件	10 件	1 件	延給付件数
	在宅療養等支援用具	15 件	8 件	△7 件	延給付件数
	情報・意思疎通支援事業	56 件	22 件	△34 件	延給付件数
	排泄管理支援用具	2,507 件	2,854 件	347 件	延給付件数
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	3 件	2 件	延給付件数
手話奉仕員養成研修事業		17 人	24 人	7 人	登 録 者 数
移動支援事業	個別支援型	4 人	2 人	△2 人	実利用者数
		40 時間	13.5 時間	△26.5 時間	延利用時間
	リフト付福祉車両移送型	100 人	91 人	△9 人	実利用者数
		930 回	880 回	△50 回	延利用回数
	障がい児通所支援車両移送型	5 人	2 人	△3 人	実利用者数
		700 回	11 回	△689 回	延利用回数
地域活動支援センター事業		2 箇所	2 箇所	0 箇所	実施箇所数
		150 人	92 人	△58 人	実利用者数
訪問入浴サービス事業		5 人	4 人	△1 人	実利用者数
日中一時支援事業		10 箇所	12 箇所	2 箇所	実施箇所数
		60 人	47 人	△13 人	実利用者数
巡回支援専門員実設置者数		2 人	2 人	0 人	実設置者数
スポーツ大会等		630 人	581 人	△49 人	延参加者数
文化芸術活動等		100 人	110 人	10 人	延参加事業者数
点字・声の広報等		224 人	224 人	0 人	延利用者数
知的障がい者職親委託事業		1 人	2 人	1 人	実利用者数

※「計画値」は、第5期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における
令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

3 令和8年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに、9人（6.3%）が地域生活に移行することを目指すとともに、令和8年度末時点の施設入所者数が、令和4年度末時点の施設入所者数から11人（7.75%）減少することを目指す。

項 目	数 値	考 え 方
現在の入所者数（A）	142 人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	131 人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込(A－B)	11 人	差引減少見込み数 基本指針：5%以上
【目標値】地域生活移行者数	9 人	施設入所からグループホーム等へ移行した方の数 基本指針：6%以上

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標

遊佐町、三川町と連携して地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点の整備	1 か所	地域生活支援拠点等の整備予定時期 (R6年3月)
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	1 か所	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備予定時期 (R6年4月)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数
強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援体制の整備	基幹相談支援センターを中心として、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制を整備していく。	

(3) 福祉施設から一般就労への移行に係る目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値を定めます。

令和3年度末時点の一般就労移行者3人に対し、令和8年度末までに10人（3.3倍）とすることを目指します。内訳として、就労移行支援から5人（1.7倍）、就労継続支援A型から2人（0人→2人）、就労継続支援B型から3人（0人→3人）とします。

また、令和 8 年度における就労定着支援事業を 15 人（1.7 倍）が利用することを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の一般就労移行者数	3 人	令和 3 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	10 人	令和 8 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 基本指針：1.28 倍以上
現在の就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	3 人	令和 3 年度末の移行者数
目標年度末における就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	5 人	令和 8 年度末の移行者数 基本指針：1.31 倍以上
現在の就労継続支援 A 型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	0 人	令和 3 年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援 A 型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	2 人	令和 8 年度末の移行者数 基本指針：1.29 倍以上
現在の就労継続支援 B 型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	0 人	令和 3 年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援 B 型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	3 人	令和 8 年度末の移行者数 基本指針：1.28 倍以上
現在の就労定着支援事業の利用者の年間利用者数	9 人	令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数	15 人	令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数 基本指針：1.41 倍以上

（４）障がい児支援の提供体制の整備に係る目標

下記項目については、令和 2 年度末時点ですでに設置済または配置済ですが、更なる障がい児支援の提供体制の充実を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 8 年度末の数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備	児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、令和 8 年度末までに保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制を整備していく。	

主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和 8 年度末の数
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	令和 8 年度末の数
令和 5 年 4 月 1 日時点の医療的ケア 児支援協議の場の設置状況	有	市単独で設置済み
医療的ケア児等コーディネーター の配置	1 名	令和 8 年度末の配置人数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、障がい者が抱える課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
基幹相談支援センターの設置	1 か所	令和 8 年度末時点の設置数
地域づくりに向けた協議会の体制 確保	障がい者地域自立支援協議会を中心に、令和 8 年度末までに、個別事例の検討を通じた地域・サービス基盤の開発改善を行う。	

4 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支援します。
- ② 生活介護や就労継続支援事業の日中活動サービス体制の充実を図り、自立した生活を支援します。
- ③ 新たに設置される「就労選択支援」など、障がい者の個々のニーズ、社会資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ④ 障がい児支援については、児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制の整備に努めます。

(2) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

① 居宅介護（訪問系サービス）

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。（対象：区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
居 宅 介 護	1,748	1,774	1,799	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	161	166	172	実人数

② 重度訪問介護（訪問系サービス）

重度の身体障がい者に、ヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。（対象：区分4以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
重度訪問介護	70	70	70	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	2	2	2	実人数

③ 同行援護（訪問系サービス）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。（対象：独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
同 行 援 護	101	103	106	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	17	18	19	実人数

④ 行動援護（訪問系サービス）

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。（対象：区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
行 動 援 護	12	12	12	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	3	3	3	実人数

⑤ 重度障がい者等包括支援（訪問系サービス）

常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。（対象：区分6でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
重度障がい者等 包括支援	240	240	240	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	1	1	1	実人数

⑥ 生活介護（日中活動系サービス）

常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。（対象：区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
生 活 介 護	5,890	6,141	6,403	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	340	354	369	実人数
（内）重度障がい者	5	5	5	実人数

⑦ 自立訓練「機能訓練」（日中活動系サービス）

身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
自立訓練 「機能訓練」	22	22	22	人日／月 1か月あたりの延利用入人数
	1	1	1	実人数

⑧ 自立訓練「生活訓練」（日中活動系サービス）

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
自立訓練 「生活訓練」	450	450	450	人日／月 1か月あたりの延利用入人数
	40	40	40	実人数
(内) 精神障がい者	30	30	30	実人数

⑨ 就労選択支援（日中活動系サービス）

障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるように、（障がい者の就労能力や就労意欲を把握して適性を評価する）就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労選択支援	0	10	20	人日／月 1か月あたりの延利用入人数
	0	5	10	実人数

⑩ 就労移行支援（日中活動系サービス）

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労移行支援	251	240	231	人日／月 1か月あたりの延利用入人数
	17	15	14	実人数

⑪ 就労継続支援「雇用型（A型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労継続支援 「雇用型（A型）」	300	350	450	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	20	22	25	実人数

⑫ 就労継続支援「非雇用型（B型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労継続支援 「非雇用型（B型）」	6,430	6,749	7,085	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	354	360	367	実人数

⑬ 就労定着支援

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
就労定着支援	15	15	15	実人数

⑭ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
自立生活援助	2	2	2	実人数
（内）精神障がい者	1	1	1	実人数

⑮ 共同生活援助（グループホーム）（居住系サービス）

地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
共同生活援助	159	164	169	人／月 1か月あたりの利用人数
（内）精神障がい者	70	73	76	人／月 1か月あたりの利用人数
（内）重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑯ 施設入所支援（居住系サービス）

施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分4以上。50歳以上は区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
施設入所支援	137	134	131	人／月 1か月あたりの利用人数

⑰ 療養介護（日中活動系サービス）

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。（対象：区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
療 養 介 護	14	13	13	人／月 1か月あたりの利用人数

⑱ 短期入所（日中活動系サービス）

在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
短 期 入 所	204	206	208	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	31	31	31	実人数
（内）重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑲ 計画相談支援（相談支援）

障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
計画相談支援	224	227	231	人／月 1か月あたりの利用人数

⑳ 地域移行支援（相談支援）

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
地域移行支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
（内）精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉑ 地域定着支援（相談支援）

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
地域定着支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
（内）精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉒ 児童発達支援（障がい児支援）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。（対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
児童発達支援	525	525	525	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	43	43	43	実人数

㉓ 放課後等デイサービス（障がい児支援）

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。（対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
放課後等デイサービス	1,916	1,973	2,033	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	128	132	136	実人数

㉔ 保育所等訪問支援（障がい児支援）

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。（対象：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
保育所等訪問支援	8	8	8	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	5	5	5	実人数

㉕ 居宅訪問型児童発達支援（障がい児支援）

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	1	1	1	実人数

㉖ 障がい児相談支援（障がい児支援）

障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
障がい児相談支援	31	33	35	人／月 1か月あたりの利用人数

㊦ 医療的ケア児支援（障がい児支援）

医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
医療的ケア児支援	1	1	1	人／月 1 か月あたりのコーディネーター数

（３）指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み量の確保のための方策

- ① 利用者のニーズを満たすことができるサービス量を把握するため、事業所等を含む関係各所との連携を密にするとともに、新規事業者の参入促進及び支援を行います。
- ② 同行援護や行動援護などのサービスに必要な研修については、十分なサービスが提供できるように、庄内地区での開催や研修回数の増など、関係機関に研修体制の充実について働きかけていきます。
- ③ 障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応できる環境が整備されるように支援を行います。
- ④ 施設入所者の地域支援を推進し、地域における居住の場の安定提供を図るため、グループホーム及び運営する社会福祉法人等の活動を支援します。
- ⑤ 基幹相談支援センターで研修会等を開催し、相談支援専門員の資質の向上に努め、相談支援の更なる充実を図ります。
- ⑥ インクルージョンの推進に当たっての保育所等訪問支援の役割や支援についての整理を行い、利用児童数及び利用日数の確保に繋げていきます。

（４）その他の活動指標

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域定着を目指します。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回／年
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加人数	8	8	8	人／年
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	1	1	1	回／年

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい福祉サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行い、その運用状況の検証・検討を行います。

事 項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単 位
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人／年
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1	1	1	回／年

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行います。

事項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単 位
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8	8	8	回／年
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	1	人／年
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	4	4	4	回／年
	25	25	25	人／年
協議会の専門部会の設置数・実施回数	4	4	4	回／年
	7	7	7	人／年

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加により、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取組を行います。

事項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単 位
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6	6	6	回／年
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者との共有回数	1	1	1	回／年

⑤ 発達障がい者等に対する障がい児支援体制

ペアレント・トレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行います。

事項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単 位
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	26	26	26	受講者数 人／ 年
	26	26	26	実施者数 人／ 年

5 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(1) 地域生活支援事業の実施に関する考え方

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、地域生活支援事業を実施します。

(2) 地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。

理解促進研修・啓発事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

自発的活動支援事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有

③ 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、権利擁護のために必要な援助も行います。

相談支援事業 実施か所数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター 設置の有無	有	有	有

基幹相談支援センター等機能強化事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有
住宅入所等支援事業	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に、費用の助成を行うことで、障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度利用支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	3人	3人	4人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して手話通訳者等の派遣を行います。

手話通訳者等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延派遣回数	110回	120回	130回

手話通訳者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置者数	0人	0人	1人

⑦ 日常生活用具給付等事業

身体障がい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

日常生活用具給付等事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延給付件数	2,785件	2,885件	2,985件
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	6件	6件	6件
在宅療養等支援用具	14件	14件	14件
情報・意思疎通支援用具	24件	24件	24件
排泄管理支援用具	2,734件	2,834件	2,934件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

手話奉仕員等 登録者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	20人	22人	24人

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行います。

個別支援型 実利用者数・延利用時間数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人 20時間	2人 22時間	3人 25時間

リフト付福祉車両移送型 実利用者数・延利用回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100人 930回	100人 950回	105人 970回

障がい児通所支援車両移送型 実利用者数・延利用回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人 175回	5人 175回	5人 175回

⑩ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を行います。

地域活動支援センター 実施箇所数・実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2箇所 150人	2箇所 150人	2箇所 150人

《任意事業》

① 訪問入浴サービス事業（日常生活支援）

自宅において入浴することが困難な在宅の身体障がい者に対して訪問入浴車による家庭での入浴サービスを行います。

訪問入浴サービス事業 実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人	6人	7人

② 日中一時支援事業（日常生活支援）

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

日中一時支援事業 実施箇所数・実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10か所 60人	11か所 70人	12か所 80人

③ 巡回支援専門員整備事業（日常生活支援）

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とします。

巡回支援専門員 実設置者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	2人

④ スポーツ・レクリエーション活動等事業（社会参加支援）

各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者の社会参加を促進することを目的とします。

スポーツ大会等 延参加者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	630人	630人	630人

⑤ 文化芸術活動振興事業（社会参加支援）

障がい者のアート作品展等を開催し、障がい者の社会参加を促進することを目的とします。

文化芸術活動等 延参加者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100人	100人	100人

⑥ 点字・声の広報等発行事業（社会参加支援）

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳等により、市広報、市議会だより、障がい者福祉制度の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。

点字・声の広報等 延利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	224人	224人	224人

⑦ 知的障がい者職親委託事業（就業・就労支援）

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的とします。

知的障がい者職親委託事業 実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	2人

（３）地域生活支援事業の各事業の見込み量確保のための方策

障がい者及び障がい者が日常生活及び社会生活を円滑に送ることが出来るよう、相談体制の充実を図りながら、各事業の充実及び周知に努めます。

資 料

本市の人口は、令和２年に実施された国勢調査では、１００，２７３人（男性４７，８３８人、女性５２，４３５人）となっています。

人口の推移をみると、旧酒田市で初めて１０万人を超えた昭和５５年の１０２，６００人をピークに、その後の２５年間は微減で推移し、平成１７年の１市３町合併により人口増加しましたが、その後減少傾向にあります。

年齢３区分別の割合をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少してきている一方、高齢人口は年々増加し、少子・高齢社会が進展しています。

３区分人口構成の推移

各年１０月１日現在

	S 60 1985 年	H 2 1990 年	H 7 1995 年	H12 2000 年	H17 2005 年	H22 2010 年	H27 2015 年	R 2 2020 年
総人口（人）	101,392	100,811	101,230	101,311	117,577	111,151	106,244	100,273
比率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢人口（人）	12,573	15,291	19,055	22,393	30,491	31,836	34,518	36,263
比率（％）	12.4	15.2	18.8	22.1	25.9	28.6	32.6	36.2
生産年齢人口（人）	67,618	66,824	65,537	63,768	71,028	65,192	59,168	53,697
比率（％）	66.7	66.3	64.7	62.9	60.4	58.7	55.9	53.6
年少人口（人）	21,201	18,696	16,638	15,150	16,058	14,123	12,168	10,313
比率（％）	20.9	18.5	16.5	15.0	13.7	12.7	11.5	10.3

（資料：国勢調査）

※高齢人口 …………… ６５歳以上の人口

※生産年齢人口 …………… １５歳以上６５歳未満の人口

※年少人口 …………… １５歳未満の人口

※合計特殊出生率 …………… １５歳～４９歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に産む子供の数を示す。この数値が２．１を下回ると将来人口が減少していくとされています。

1 障がい者全体の状況

(1) 障がい者数（総数）

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳交付者数（人） 令和5年3月31日現在

	総 数
身体障がい（児）者	4,877
身体障がい児（18歳未満）	55
身体障がい者（18歳以上）	4,822
知的障がい（児）者	901
知的障がい児（18歳未満）	148
知的障がい者（18歳以上）	753
精神障がい（児）者	627
精神障がい児（18歳未満）	1
精神障がい者（18歳以上）	626
計	6,405

(2) 障がい福祉サービス等の利用状況

① 居宅介護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利 用 施 設 の 内 訳
2	148 人	20,547.25 時間	ニチイ・社会福祉協議会・あらた・すずらん・みすみ・シェ・モワ・アースサポート
3	146 人	21,231.25 時間	ニチイ・社会福祉協議会・あらた・すずらん・みすみ・シェ・モワ・アースサポート
4	150 人	20,374.50 時間	ニチイ・社会福祉協議会・あらた・すずらん・みすみ・シェ・モワ・アースサポート

② 重度訪問介護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利 用 施 設 の 内 訳
2	3 人	1,674.0 時間	ニチイ・はあとらんの風
3	2 人	1,514.0 時間	ニチイ
4	2 人	860.50 時間	ニチイ

③ 同行援護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利 用 施 設 の 内 訳
2	11 人	795.0 時間	すずらん・酒田市社協・エッセンシャルケアセンター・五橋あいはーと
3	13 人	990.0 時間	すずらん・酒田市社協・エッセンシャルケアセンター
4	14 人	1,140.0 時間	すずらん・酒田市社協・エッセンシャルケアセンター・ほほえみ・五橋あいはーと

④ 行動援護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利 用 施 設 の 内 訳
2	0 人	0 時間	
3	0 人	0 時間	
4	0 人	0 時間	

⑤ 重度障がい者等包括支援（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利 用 施 設 の 内 訳
2	0 人	0 時間	
3	0 人	0 時間	
4	0 人	0 時間	

⑥ 生活介護（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	276 人	57,760 回	光風園・月光園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・光生園・しらさぎ寮・あらた・ふれんず・日本海・ふれあい・みらいず・ひよっこり島・なのはな畑・ohana・ゆうとびい・はんどめいど糸蔵楽・あーす・ライトワークセンター・あさひ寮・まつかぜ・つばさ・青い帽子・ラブ・ラトル・のぞみの家・だいまち・栄光園・ひまわり園・ひめゆり寮
3	305 人	63,650 回	光風園・月光園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・光生園・しらさぎ寮・あらた・ふれんず・日本海・ふれあい・みらいず・ひよっこり島・なのはな畑・ohana・ゆうとびい・はんどめいど糸蔵楽・あーす・ライトワークセンター・あすなろ・まつかぜ・青い帽子・ラブ・ラトル・のぞみの家・だいまち・栄光園・ひまわり園・ひめゆり寮
4	313 人	65,015 回	光風園・月光園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・光生園・しらさぎ寮・あらた・ふれんず・日本海・ふれあい・みらいず・ひよっこり島・なのはな畑・ohana・ゆうとびい・はんどめいど糸蔵楽・あーす・ライトワークセンター・あすなろ・まつかぜ・青い帽子・ラブ・ラトル・のぞみの家・だいまち・栄光園・ひまわり園・ひめゆり寮・あんだんて・かのと

⑦ 自立訓練「機能訓練」（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	0 人	0 回	
3	0 人	0 回	
4	0 人	0 回	

⑧ 自立訓練「生活訓練」（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	51 人	10,036 回	たぶの木・あすなろ・吹浦荘・くじら・日本海・あずま・いっぽ・さごし・ひまわり園・みなみ・アスパア・慈丘園・あすか
3	46 人	6,222 回	たぶの木・あすなろ・くじら・日本海・さごし・アスパア・慈丘園・あすか
4	41 人	5,494 回	くじら・日本海・さごし・アスパア・慈丘園・あすか・むすび深町・絆

※宿泊型自立訓練を含む

⑨ 就労移行支援（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	16 人	2,824 回	たぶの木・じょんぶ・みなみ・ひまわり園・あおば・こもれび・みのり・ひよっこり島・アスパア・ピース本町
3	20 人	3,561 回	じょんぶ・みなみ・ひまわり園・あおば・こもれび・みのり・ひよっこり島・アスパア
4	20 人	3,258 回	ひまわり園・あおば・こもれび・みのり・アスパア

⑩ 就労継続支援「雇用型（A型）」（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	26 人	6,910 回	すまいるらんどA・すまいるらんどA鶴岡・ピース本町・ピース五日町
3	27 人	4,292 回	すまいるらんどA・すまいるらんどA鶴岡・ピース本町・ピース五日町・ピースしみず
4	15 人	1,929 回	よつ葉・ピース五日町・ピースしみず

⑪ 就労継続支援「非雇用型（B型）」（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	297 人	63,923 回	すまいるらんどB・たぶの木・さごし・あらた・みらいず・ふれんず・あずま・みなみ・リハビリセンター・さくらが丘・ステップ・きらり・あけぼの・よつばの里・かにの家・あおば・こもれび・みのり・あすなろ・いっぽ・あすか・ワークセンター大山・じょんぶ・なのはな畑・日本海・愛光園・くじら・わいわいかんとりー・つくし・ひまわり園・ひよっこり島・まぎーずはーと・しろくま・結夢家・なでらの森・リハビリセンター・ピース本町・tetoteo・やまぼうし・夢工房・公徳会・みかん・月山
3	340 人	66,728 回	すまいるらんどB・たぶの木・さごし・あらた・みらいず・ふれんず・あずま・みなみ・リハビリセンター・さくらが丘・ステップ・きらり・あけぼの・よつばの里・かにの家・あおば・こもれび・みのり・あすなろ・いっぽ・あすか・ワークセンター大山・じょんぶ・なのはな畑・日本海・愛光園・くじら・わいわいかんとりー・つくし・ひまわり園・ひよっこり島・まぎーずはーと・しろくま・結夢家・なでらの森・tetoteo・やまぼうし・夢工房・公徳会・みかん・月山・ひので・はんどめいど糸蔵楽
4	341 人	70,024 回	すまいるらんど・たぶの木・さごし・あらた・みらいず・ふれんず・あずま・みなみ・リハビリセンター・さくらが丘・ステップ・きらり・あけぼの・よつばの里・かにの家・あおば・こもれび・みのり・あすなろ・いっぽ・あすか・ワークセンター大山・じょんぶ・なのはな畑・日本海・愛光園・くじら・わいわいかんとりー・つくし・ひまわり園・ひよっこり島・まぎーずはーと・しろくま・結夢家・tetoteo・やまぼうし・夢工房・月山・ひので・はんどめいど糸蔵楽・すこやかワクワーク・かのと

⑫ 就労定着支援（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	13 人	118 回	みのり・ひまわり園
3	11 人	125 回	みのり・ひまわり園
4	10 人	108 回	みのり・ひまわり園

⑬ 療養介護（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	15 人	5,759 回	国立西多賀病院・国立あきた病院・国立山形病院・国立米沢病院
3	15 人	5,397 回	国立西多賀病院・国立あきた病院・国立山形病院・国立米沢病院
4	15 人	4,784 回	国立西多賀病院・国立あきた病院・国立山形病院・国立米沢病院

⑭ 短期入所（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	24 人	2,376 回	月光園・光風園・吹浦荘・和光園・鳥海学園・ドレミファ・日本海総合病院・慈丘園・鶴峰園・愛光園・県立総合療育訓練センター・しおん荘
3	33 人	2,291 回	月光園・光風園・吹浦荘・和光園・鳥海学園・ドレミファ・日本海総合病院・慈丘園・鶴峰園・愛光園・県立総合療育訓練センター・しおん荘・恵風園
4	31 人	2,392 回	月光園・光風園・吹浦荘・和光園・ドレミファ・日本海総合病院・慈丘園・鶴峰園・愛光園・しおん荘・あじさい・仲町ホーム

⑮ 共同生活援助（グループホーム）（居住系サービス）

年度	入居人数	利 用 施 設 の 内 訳
2	135 人	吹浦荘・たくせい寮・希望が丘・すてっぷ・未来の家・やすらぎ・あたご・ドレミファ・愛光園・ハイツ平島・慈丘園・なでらの森・なごみ・わだち・きらり・あかり・ひかり・ピース新庄・酒田地区共同生活事業所・くらげ・くぬぎ荘・仲町ホーム・大ちゃんハウス
3	141 人	吹浦荘・たくせい寮・希望が丘・すてっぷ・未来の家・やすらぎ・あたご・ドレミファ・愛光園・ハイツ平島・慈丘園・なでらの森・なごみ・わだち・きらり・あかり・ひかり・ピース新庄・酒田地区共同生活事業所・くらげ・くぬぎ荘・仲町ホーム・大ちゃんハウス・あつぷる
4	150 人	吹浦荘・たくせい寮・希望が丘・すてっぷ・未来の家・やすらぎ・あたご・ドレミファ・愛光園・ハイツ平島・慈丘園・なでらの森・なごみ・わだち・きらり・あかり・ひかり・ピース新庄・酒田地区共同生活事業所・くらげ・ひので・仲町ホーム・大ちゃんハウス・あつぷる・あずさ

⑯ 施設入所支援（居住系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	140 人	48,236 回	月光園・光風園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・リハビリセンター・しらさぎ寮・光生園・ライトワークセンター・あさひ寮・愛光園・ひめゆり寮
3	140 人	48,198 回	月光園・光風園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・リハビリセンター・しらさぎ寮・光生園・愛光園・ひめゆり寮
4	142 人	49,447 回	月光園・光風園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・リハビリセンター・しらさぎ寮・光生園・愛光園・ひめゆり寮

⑰ 計画相談支援（相談支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	873 人	2,533 回	あおぞら・あらた・光風園・ふれあい工房・社会福祉協議会 ドレミファ・月光園・わいわいかんとりー・愛陽会・翔・ ぱすてる・愛光園・あずさ・すてっぷ・和光園・なで ら・つるおか・おきたま・光生園・そら・リハビリセンター・ ふう・仙台西多賀病院相談支援・くじら・アスピア・ いんくぽっと・由利本荘地域生活支援センター・一柳・ とまり木・おもいやライフ・竹とんぼ・山形コロニー
3	907 人	2,616 回	あおぞら・あらた・光風園・ふれあい工房・社会福祉協議会 ドレミファ・月光園・わいわいかんとりー・愛陽会・翔・ ぱすてる・愛光園・あずさ・すてっぷ・和光園・なで ら・つるおか・おきたま・光生園・そら・リハビリセンター・ ふう・仙台西多賀病院相談支援・くじら・アスピア・ いんくぽっと・由利本荘地域生活支援センター・一柳・ とまり木・おもいやライフ・山形コロニー・あおば
4	904 人	2,598 回	あおぞら・あらた・光風園・ふれあい工房・社会福祉協議会 ドレミファ・月光園・わいわいかんとりー・愛陽会・翔・ ぱすてる・愛光園・あずさ・すてっぷ・和光園・なで ら・つるおか・おきたま・光生園・そら・リハビリセンター・ 仙台西多賀病院相談支援・くじら・アスピア・由利本 荘地域生活支援センター・一柳・おもいやライフ・山 形コロニー・あおば・く〜たも相談室・ピース・まん さく・すまいる

※利用延回数にはモニタリングを含む

⑱ 地域移行支援（相談支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	0 人	0 回	
3	0 人	0 回	
4	0 人	0 回	

⑲ 地域定着支援（相談支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	0 人	0 回	
3	0 人	0 回	
4	0 人	0 回	

②⑩ 児童発達支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	57 人	5,718 回	はまなし学園、メグシイ、ドレミファ、のぞみの家
3	56 人	6,113 回	はまなし学園、メグシイ、ドレミファ、のぞみの家
4	53 人	6,291 回	はまなし学園、メグシイ、ドレミファ、のぞみの家

②⑪ 放課後等デイサービス（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	127 人	22,172 回	アシスト・いろは・そら・ドレミファ・ひよっこり島・こえだ・ふれあいキッズ・ならはし・メグシイ・アドバンスメグシイ・Ohana・のぞみの家・いろり
3	118 人	20,146 回	アシスト・いろは・そら・ドレミファ・ひよっこり島・こえだ・ふれあいキッズ・ならはし・メグシイ・アドバンスメグシイ・Ohana・のぞみの家・いろり・rino
4	133 人	21,677 回	アシスト・あらた南・あらた千日・ドレミファ・こえだ・ふれあいキッズ・ならはし・メグシイ・アドバンスメグシイ・Ohana・のぞみの家・いろり・rino

②⑫ 保育所等訪問支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	3 人	113 回	はまなし学園
3	2 人	42 回	はまなし学園
4	2 人	125 回	はまなし学園

②⑬ 医療型児童発達支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	0 人	0 回	実績無し
3	0 人	0 回	実績無し
4	0 人	0 回	実績無し

②④ 障がい児相談支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利 用 施 設 の 内 訳
2	180 人	466 回	あおぞら・あらた・ドレミファ・そら・社会福祉協議会・ふれあい工房・光風園・はまなし学園・くじら・よつばの里
3	218 人	464 回	あおぞら・あらた・ドレミファ・そら・社会福祉協議会・ふれあい工房・光風園・はまなし学園・くじら・和光園・ともケア・月光園
4	310 人	499 回	あおぞら・あらた・ドレミファ・社会福祉協議会・ふれあい工房・光風園・はまなし学園・くじら・和光園・ともケア・月光園・すまいる

※利用延回数にはモニタリングを含む

（３）福祉用具の利用状況

① 補装具の交付・修理の推移（件）

（各年度実績）

年度	種目	義肢		装具	歩行補助具	盲人安全具	義眼	眼鏡	補聴器	車いす	電動車いす	座位保持装置	歩行器	その他	計
		義手	義足												
元	交付	0	6	50	1	4	2	3	47	13	0	9	1	1	137
	修理	0	9	6	0	0	0	0	16	17	2	12	0	0	62
2	交付	1	3	45	2	3	0	4	45	26	0	6	3	0	138
	修理	0	6	12	0	0	0	0	13	20	4	12	1	1	69
3	交付	1	2	52	1	7	2	8	40	21	5	10	1	0	150
	修理	0	10	5	0	0	0	1	11	16	8	10	0	0	61
4	交付	1	6	36	2	3	1	3	55	15	1	12	1	4	140
	修理	0	6	15	0	0	0	0	14	10	2	8	0	0	55

注）児童件数を含む。

② 日常生活用具の給付状況（件）

種 目 年 度	拡 大 視 覚 障 害 読 書 器 具	通 聴 覚 信 障 が 装 い 者 用 置 用	特 殊 寝 台	入 浴 補 助 用 具	移 動 用 リ フ ト	人 工 喉 頭	透 析 液 加 湿 器	ネ ブ ラ イ ザ ー	た 電 ん 吸 気 引 器 式	ス ト マ 用 装 具	動 居 作 宅 補 助 生 用 具 活	そ の 他	合 計	公 費 支 出 額 (円)
元	1	1	3	2	2	4	1	0	12	2,523	2	106	2,657	23,570,166
2	2	1	3	2	0	0	0	0	14	2,606	0	59	2,687	22,772,414
3	4	0	2	0	1	1	3	0	15	2,685	1	52	2,764	24,431,779
4	3	0	3	3	1	1	1	0	7	2,830	3	49	2,901	25,221,726

※児童件数を含む。

2 障がい者の手当等の状況

(1) 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

特別障害者手当等の支給状況（人）

各年度3月31日現在

	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	受給者計
元年度	119 人	68 人	1 人	188 人
2 年度	117 人	68 人	1 人	186 人
3 年度	121 人	72 人	1 人	194 人
4 年度	130 人	71 人	1 人	202 人

(2) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の支給状況（人）

各年度3月31日現在

	1 級	2 級	計
元年度	77 (7)	147 (4)	224 (11)
2 年度	80 (5)	149 (8)	229 (13)
3 年度	78 (7)	146 (5)	224 (12)
4 年度	75 (7)	143 (6)	218 (13)

※区分の1級（重度）、2級（中・軽度）は、手帳の等級とは異なる

※（ ）は支給停止者数

3 障がい者の医療等の状況

(1) 重度心身障がい（児）者医療

重度心身障がい（児）者医療の給付状況

各年度3月31日現在

	元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数（人）	2,816	2,774	2,722	2,735
給付件数（件）	70,446	67,311	66,706	67,452

(2) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

① 自立支援医療（更生医療）の給付状況（人）

各年度3月31日現在

	視覚・聴覚・ 音声・言語	肢 体	内 部 障 が い			総 数
			心 臓	腎 臓	その他	
元年度	2	12	125	194	6	339
2年度	0	4	118	143	2	267
3年度	0	2	107	206	3	318
4年度	0	4	126	220	4	354

② 自立支援医療（育成医療）の給付状況（人）

各年度3月31日現在

	視覚・聴覚・ 音声・言語	肢 体	内 部 障 が い			総 数
			心臓	腎臓	その他	
元年度	10	3	7	0	3	23
2年度	6	3	3	0	1	13
3年度	1	4	1	0	0	6
4年度	3	0	2	0	1	6

③ 自立支援医療（精神障害者通院医療）の受給者数（人）

（各年度3月31日現在）

令和元年度	1,015
令和2年度	1,037
令和3年度	1,098
令和4年度	1,157

（資料：山形県精神保健福祉センター）

4 酒田市障がい者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定により、酒田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に、事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の酒田市障がい者施策推進協議会条例の規定は、平成23年8月5日から適用する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に定める日から施行する。

5 酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉（以下「障がい福祉」という。）に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、酒田市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の実施に関すること。
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に
関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員15人以内をもって組織し、市長がこれを任命する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者の職員
- (2) 障がい福祉サービス事業者の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、障がい福祉に関連する各機関の担当者と構成する。

- 3 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部に置き、協議会及び専門部会の事務及び運営を行う。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(平成25年4月1日告示第187号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第149号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

※ 酒田市障がい者地域自立支援協議会は、平成22年7月2日設置、平成24年4月1日要綱設置

◎ 酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

(令和5年8月現在)

区 分	氏 名	所属団体・役職名
会 長	小 林 和 人	酒田地区医師会理事
副会長	澤 邊 みさ子	東北公益文科大学教授
委 員	加 藤 聡	酒田商工会議所会頭
〃	梅 木 和 広	酒田市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長
〃	佐 藤 やす子	酒田市民生委員・児童委員協議会 連合会副会長
〃	古 川 美 紀	山形県建築士会酒田支部副支部長
〃	眞 田 省 子	酒田市障がい者福祉会指導員
〃	小 山 啓 子	酒田手をつなぐ育成会理事
〃	佐 藤 益 美	障がい者支援施設光風園施設長
〃	菊 地 敦 子	共同生活支援事業仲町ホーム管理者
〃	竹 田 紀 晃	酒田公共職業安定所長
〃	菅 原 貴久磨	山形県庄内総合支庁地域保健福祉課長
〃	佐久間 一 徳	山形県庄内児童相談所長
〃	五十嵐 仁	山形県立酒田特別支援学校長
〃	小 松 泰 弘	酒田市教育委員会学校教育課長

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

6 第5期酒田市障がい者福祉計画及び第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の策定経過

年 月 日	事 業 内 容
令和2年5月～6月	第4期障がい者福祉計画の進捗状況調査、現状と課題の整理
令和2年5月27日	民生常任委員協議会に状況報告
令和2年7月～	サービス見込等算出作業
令和2年8月20日 ～9月18日	計画策定に係るニーズ調査の実施
令和2年8月21日	山形県に中間報告（見込量の報告）
令和2年8月24日	第1回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和2年9月～	計画策定作業
令和2年11月16日	第2回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和2年12月22日	策定関係課長会議
令和3年1月28日	策定関係部長会議
令和3年2月10日	山形県に意見照会
令和3年2月15日	民生常任委員協議会に計画概要の報告
令和3年2月17日	山形県からの回答
令和3年2月16日 ～3月7日	市民意見公募（パブリックコメント）
令和3年3月22日	第3回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和3年3月	計画策定、山形県に報告

7 第7期酒田市障がい福祉計画・第3期酒田市障がい児福祉計画の策定経過

年 月 日	事 業 内 容
令和5年7月～	サービス見込等算出作業
令和5年7月28日	山形県第1回見込量調査
令和5年8月21日 ～9月29日	計画策定に係るニーズ調査の実施
令和5年8月28日	第1回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和5年11月30日	山形県第2回見込量調査
令和6年2月2日	山形県に意見照会
令和6年2月6日	山形県からの回答
令和6年2月13日	民生常任委員協議会に計画概要の報告
令和6年2月19日 ～3月10日	市民意見公募（パブリックコメント）
令和6年3月11日	第2回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和6年3月	計画策定、山形県に報告

8 第5期酒田市障がい者福祉計画、第7期酒田市障がい福祉計画及び第3期酒田市障がい児福祉計画の計画期間

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者福祉計画	第5期（令和3年度～8年度）					
障がい福祉計画	第6期（令和3年度～5年度）			第7期（令和6年度～8年度）		
障がい児福祉計画	第2期（令和3年度～5年度）			第3期（令和6年度～8年度）		

9 第7期酒田市障がい福祉計画・第3期酒田市障がい児福祉計画の策定におけるニーズ調査

調査期間 令和5年8月21日～9月29日

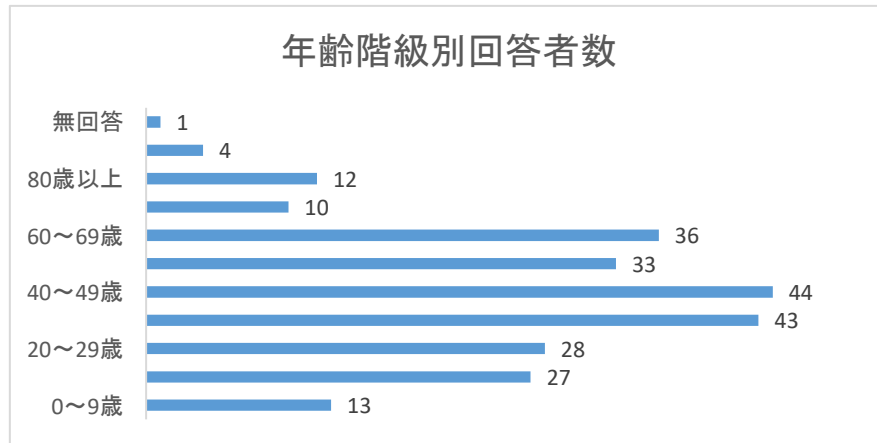
調査対象者数 500名 身体障害者手帳所持者 209名
療育手帳所持者 189名
精神障害者保健福祉手帳所持者 102名

身体障害者手帳所持者 209名		療育手帳所持者 189名		精神障害者保健福祉手帳 所持者 102名	
97名	112名	102名	87名	52名	50名
回答 251名（50.2%）				未回答 249名（49.8%）	

『福祉に関するアンケート調査』調査結果

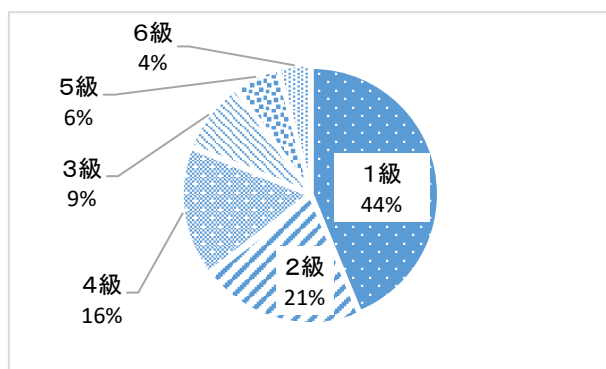
回答者について

障がい者手帳台帳に登録された方から、手帳種別、年齢階級別にそれぞれの登録者数割合で無作為抽出し 500 名にアンケートを郵送依頼した。期限内に返送のあった有効回答は 251 件であった。

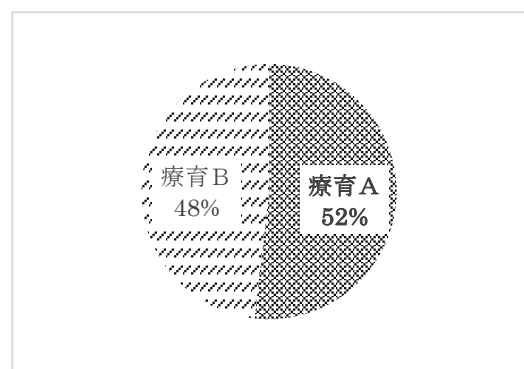


有効回答 251 件のうち、身体障害者手帳を所持と回答あったものは 121 件、療育手帳を所持と回答あったものは 110 件、精神障害者保健福祉手帳所持を所持と回答あったものは 55 件だった。

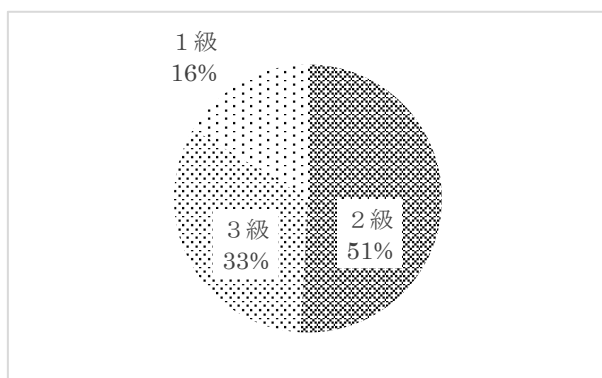
※手帳を複数所持している方もいるため、有効回答数≠手帳所持者となっている。



身体障害者手帳	
1級	53人
2級	25人
3級	11人
4級	20人
5級	7人
6級	5人



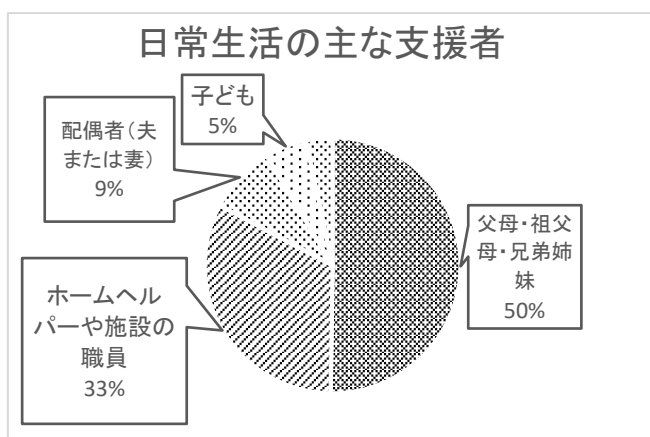
療育手帳	
療育A	57人
療育B	53人



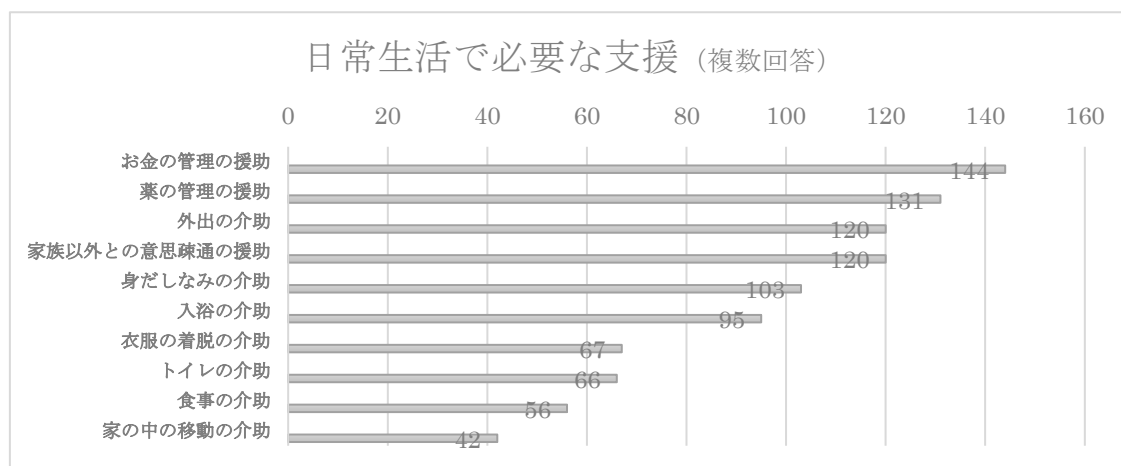
精神障害者保健福祉手帳	
1級	9人
2級	28人
3級	18人

日常生活について

日常生活では主に「父母・祖父母・兄弟姉妹」や「施設職員等」によって支援が行われており、「お金の管理の援助」、「薬の管理の援助等」、「外出の援助」等が多くの方に必要とされている。

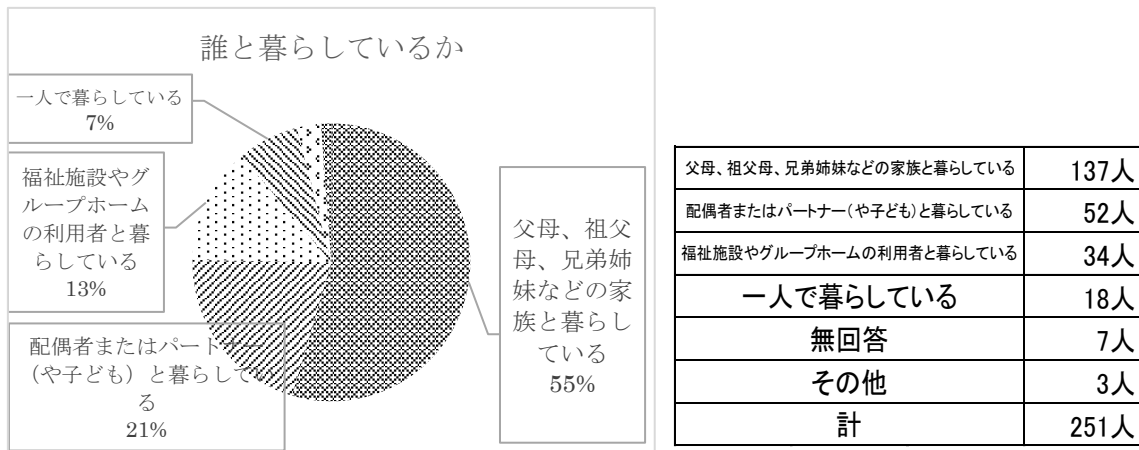


父母・祖父母・兄弟姉妹	105人
ホームヘルパーや施設の職員	68人
配偶者(夫または妻)	18人
子ども	11人
その他	7人

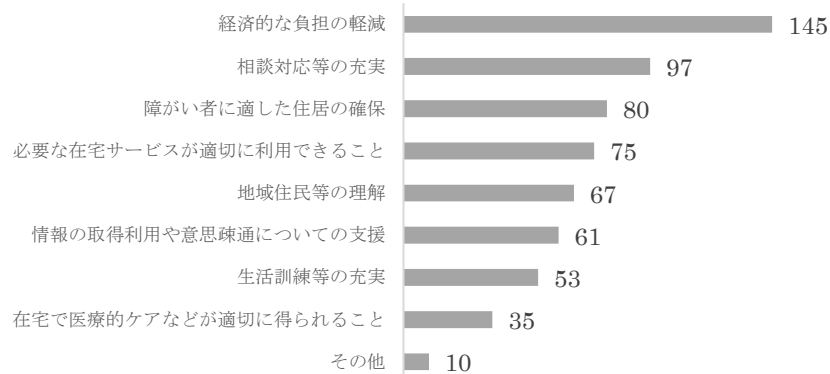


住まいや暮らしについて

現在は「家族と暮らしている」が大半で、今後必要な支援として経済的な不安の解消や何かあった時などの相談先の確保、福祉施設・グループホームへの入所に関わる支援が必要と考えている方が多い。

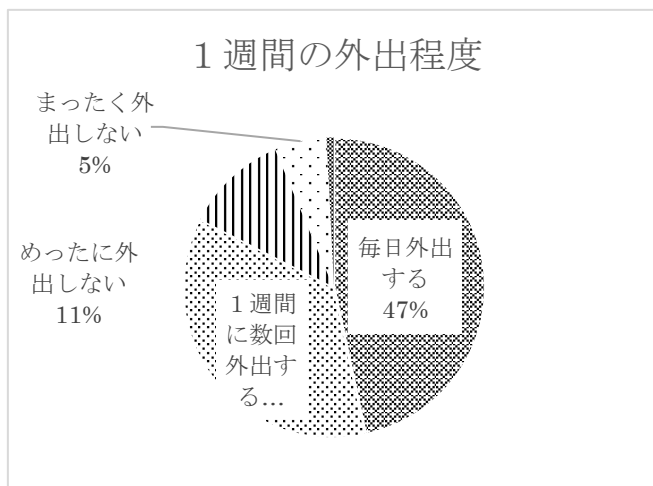


希望する暮らしに必要なと思う支援（複数回答）

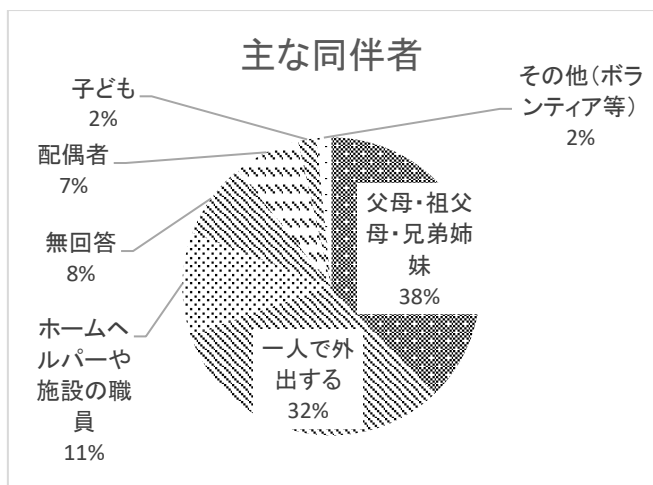


日中活動や就労について

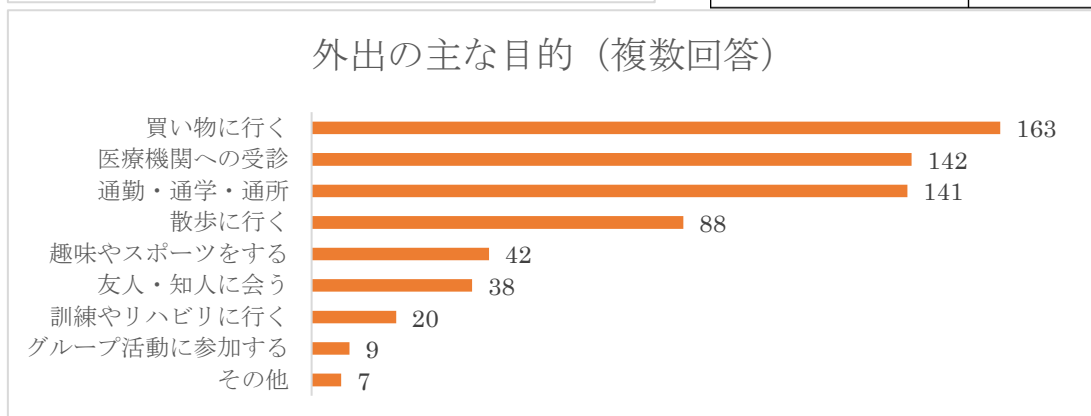
外出は「毎日」または「1週間に数回」と答えた方が全体の8割で、主に「買い物」や「医療機関の受診」、「通勤・通学・通所」を目的に外出している。



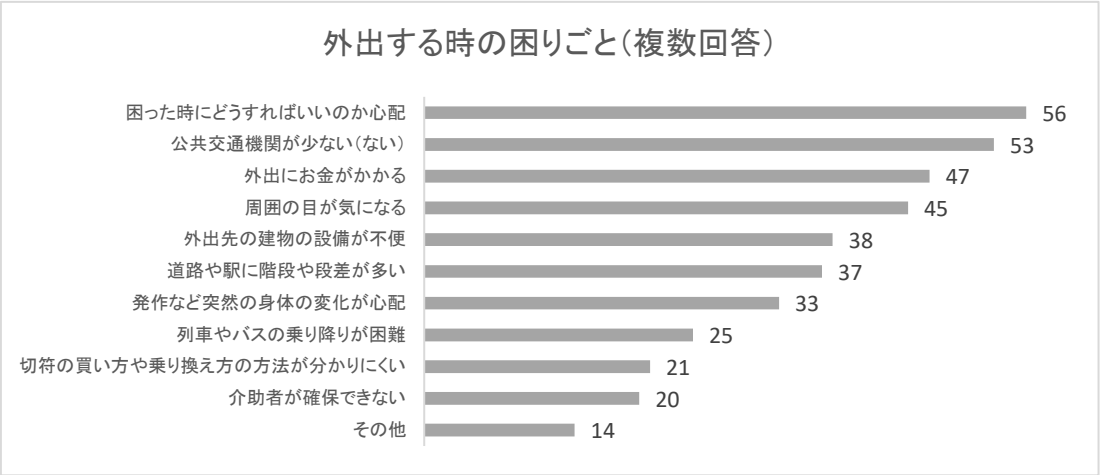
毎日外出する	117人
1週間に数回外出する	90人
めったに外出しない	28人
まったく外出しない	14人
無回答	2人



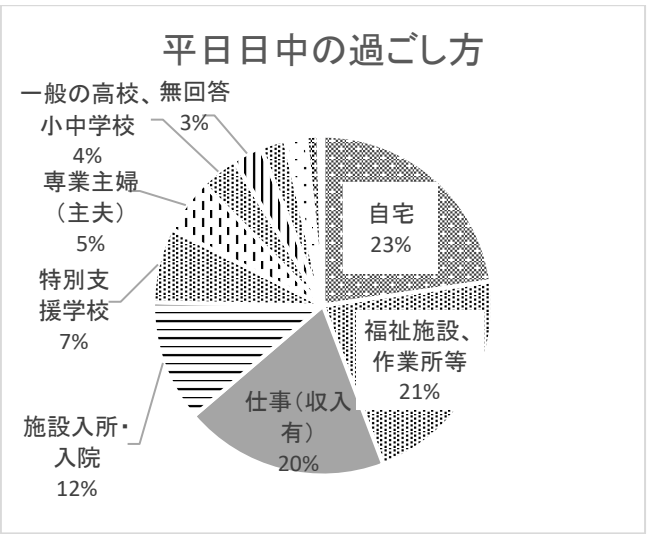
父母・祖父母・兄弟姉妹	95人
一人で外出する	80人
ホームヘルパーや施設の職員	28人
無回答	21人
配偶者	18人
子ども	5人
その他(ボランティア等)	4人
計	251人



外出時の困りごととして、一人での外出や同伴者に何かあった時など、「困った時にどうすればいいのか」といった心配や、利用できる（したい）「公共交通機関が少ない（ない）」といった回答が多く挙げられている。

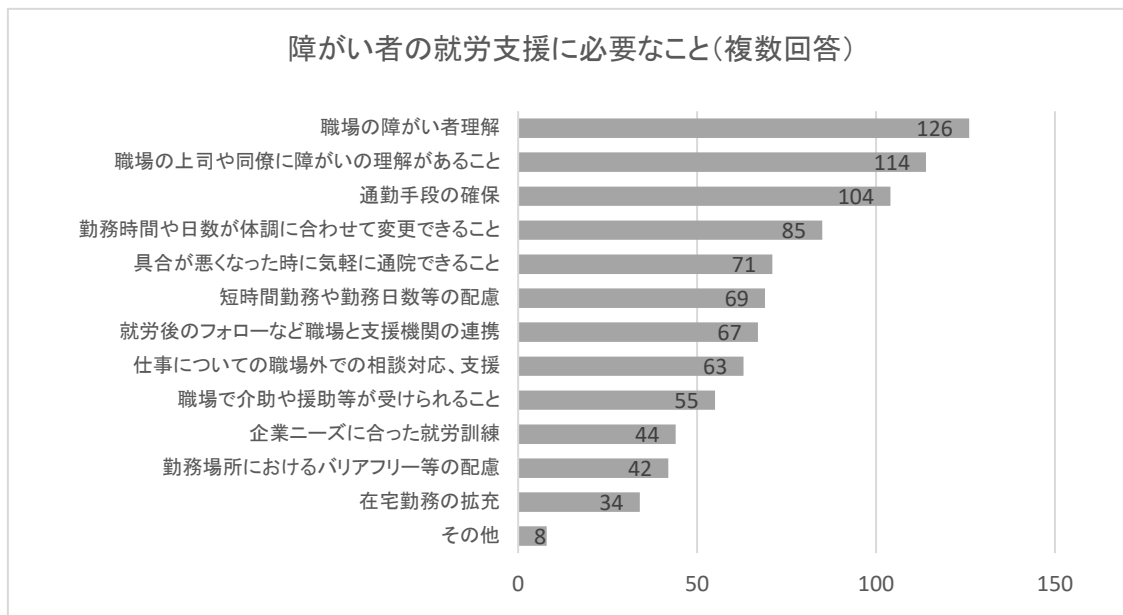


平日日中の過ごし方として、「自宅」が一番多く、次いで、「福祉施設、作業所等」、「仕事（収入有）」の回答が多く挙げられている。



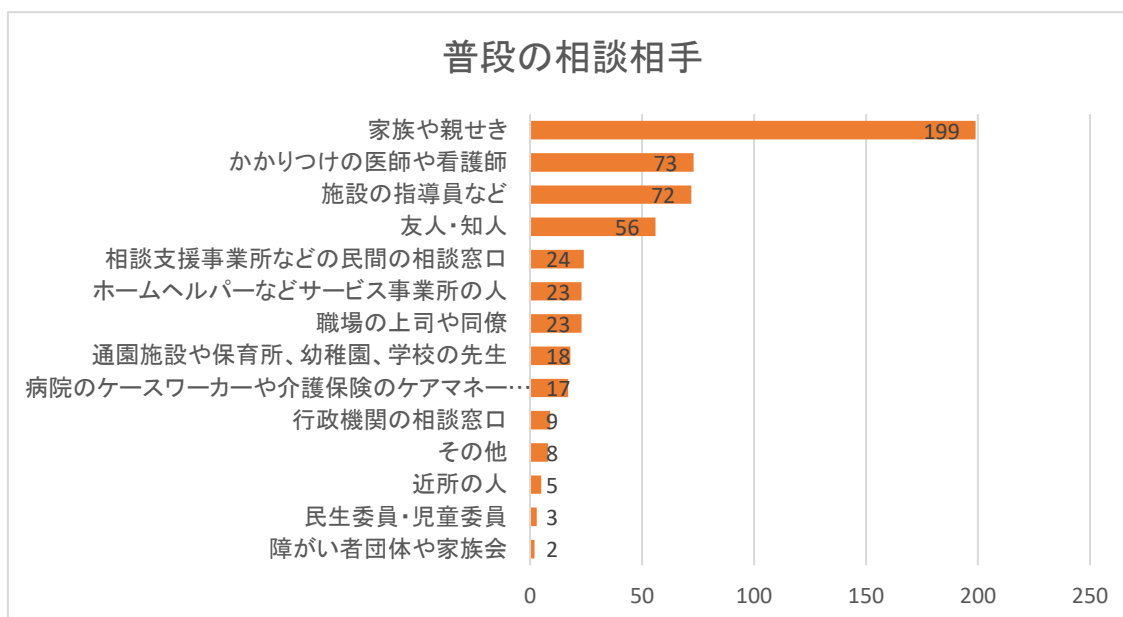
自宅	57人
福祉施設、作業所等	54人
仕事(収入有)	49人
施設入所・入院	29人
特別支援学校	18人
専業主婦(主夫)	13人
一般の高校、小中学校	9人
無回答	7人
病院・デイケア	6人
その他	5人
幼稚園、保育園、障がい児通園施設	3人
リハビリテーション	1人
ボランティア等	0人
大学、専門学校、職業訓練校等	0人

障がい者の就労支援に必要と思うことでは「職場の障がい者理解」、職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」が特に多くなっている。



相談相手について

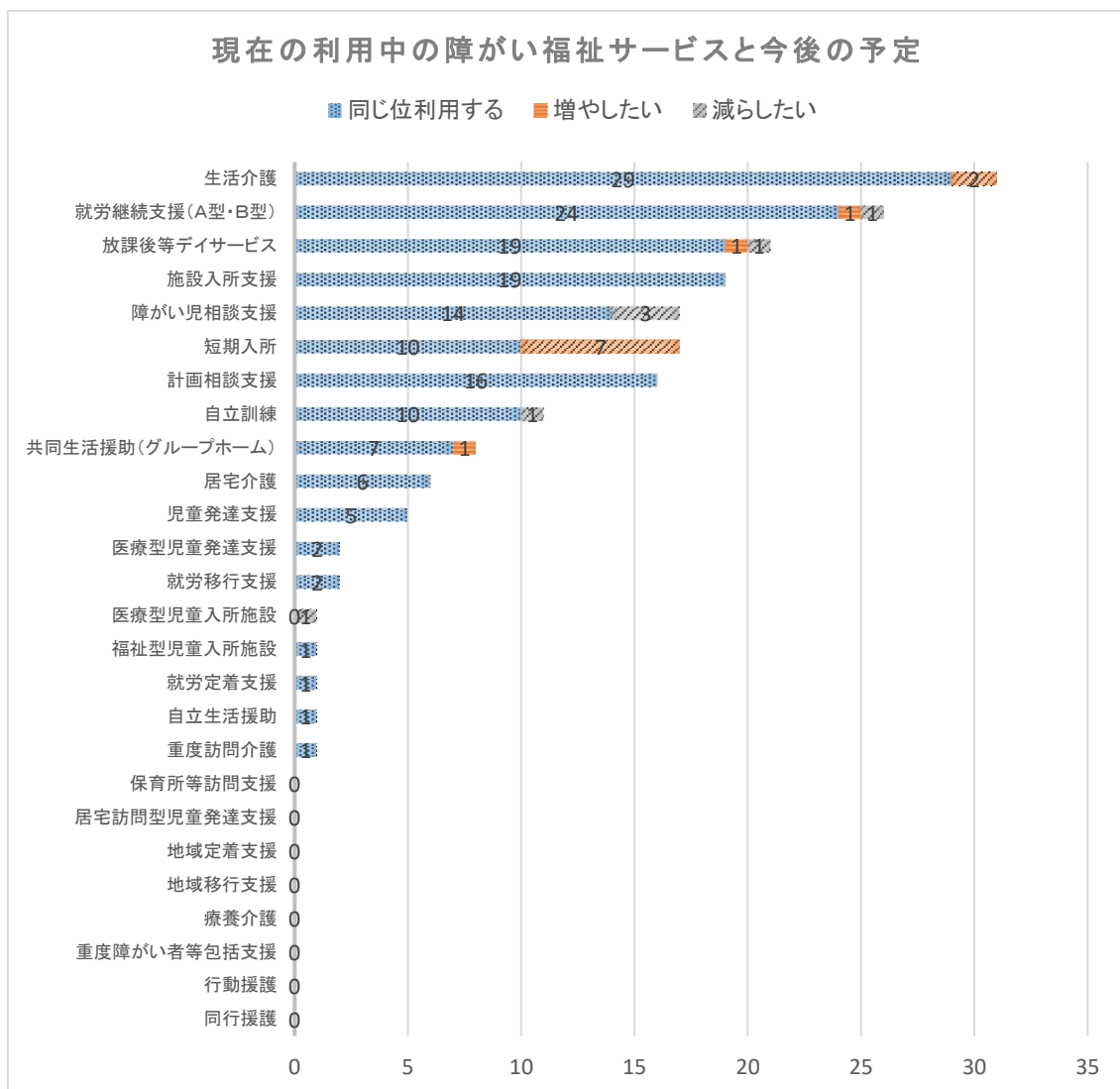
普段の相談相手は、接する機会が多く自分の状況（症状）を理解している「家族・親せき」が最多となっており、相談（心配）事に的確な助言を得られそうな「かかりつけの医師・看護師」「施設の指導員など」がそれに続いている。



障がい福祉サービス等の利用について

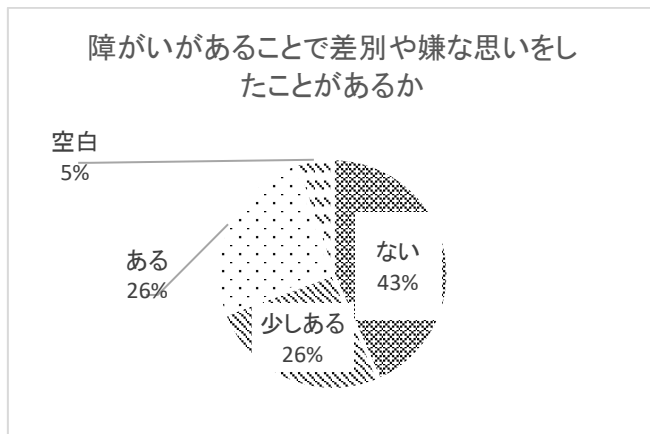
障がい福祉サービスの現在の利用として、「生活介護」、「就労継続支援」、「施設入所支援」の回答が多かったが、今後の利用希望では「短期入所」が最も多かった。

障がい児の福祉サービスの現在の利用としては、「放課後等デイサービス」が最も回答が多かった。



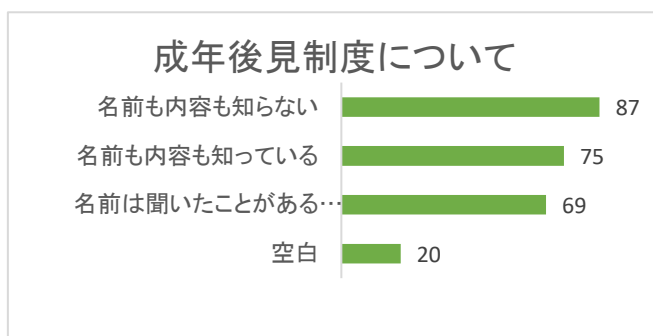
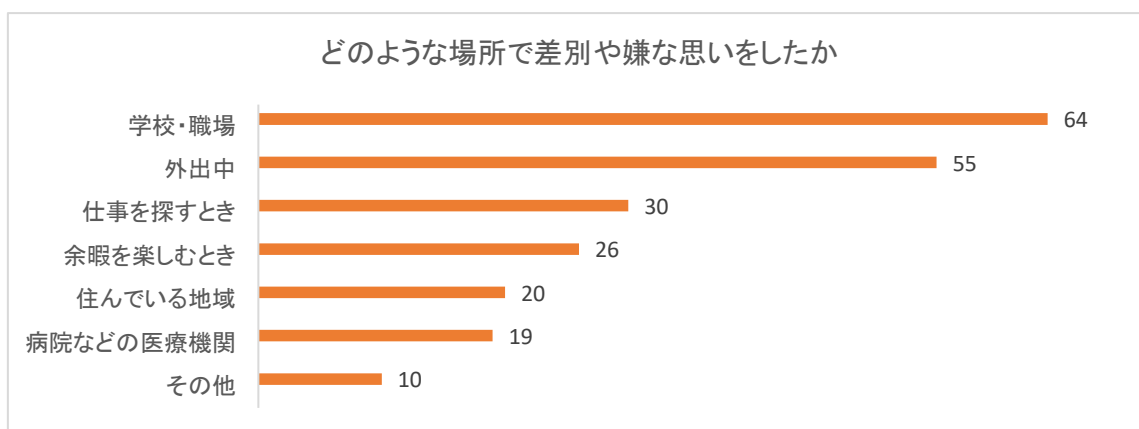
権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか、という設問について「ある」または「少しある」と回答した方は 52%であった。ないと答えた方は 43%であった。



ない	109人
少しある	65人
ある	64人
空白	13人
計	251人

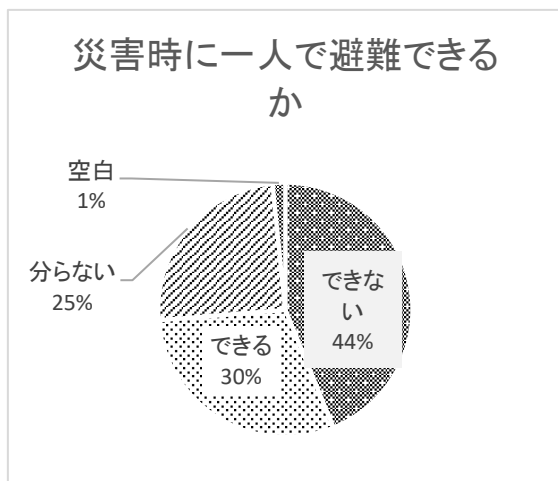
差別や嫌な思いをする（した）場所として「学校・職場」が一番多く、次いで「外出中」という回答が多かった。



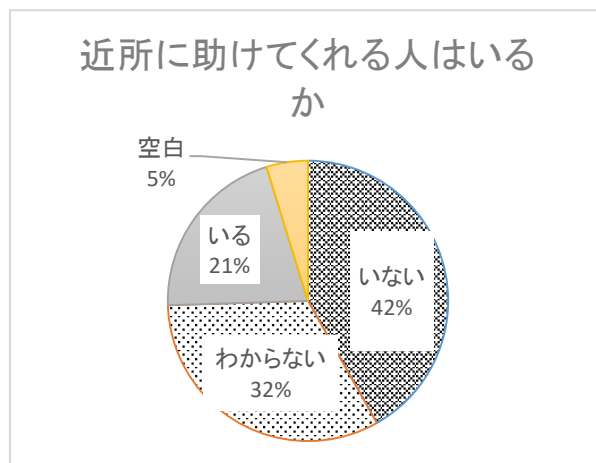
災害時の避難等について

災害時の単独避難について「できる」と答えた者は全体の 30%、「できない」または「わからない」と答えた方は 69%となった。

また、家族不在時や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる者について「いる」と答えた方は全体の 21%、「いない」または「わからない」と答えた方は 74%となった。

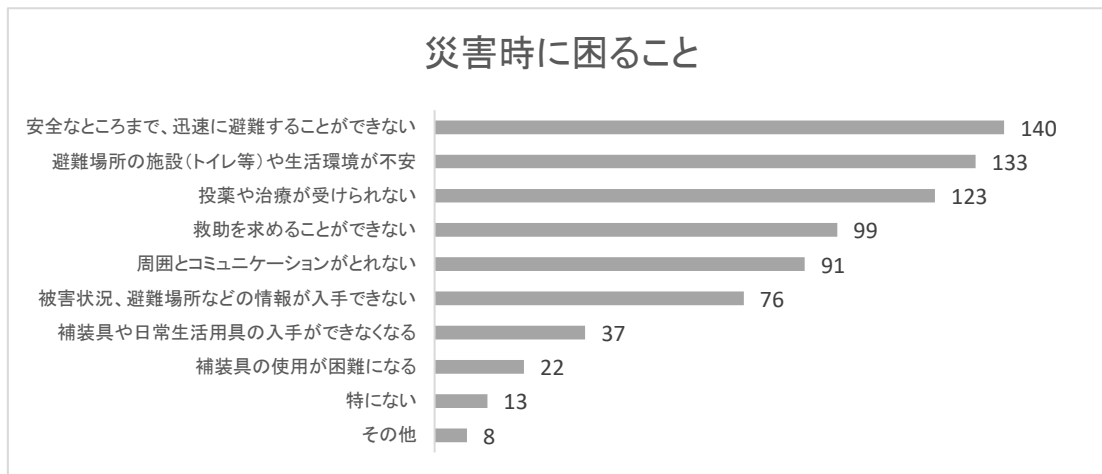


できない	110人
できる	75人
分らない	62人
空白	4人
計	251人



いらない	105人
わからない	82人
いる	52人
空白	12人
計	251人

災害時に困ることは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」「トイレや電源、集団の中での生活が難しいなどの理由で「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」の回答が多かった。



第5期 酒田市障がい者福祉計画
第7期 酒田市障がい福祉計画
第3期 酒田市障がい児福祉計画

令和6年3月発行
編集発行 酒田市健康福祉部福祉企画課
酒田市本町二丁目2番45号